

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第5回）議事要旨

1. 日 時：令和元年9月27日（金）9:30～12:00

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

3. 出席者：

（構成員（敬称略））

相原佳子、明石伸子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、久保田圭祐、古賀正義、近藤直司、定本ゆきこ、鈴木みゆき、谷口仁史、土肥潤也、福田里香、藤川大祐、門馬優、山縣文治

（ヒアリング対応府省）

困難を有する子供・若者やその家族の支援

非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

天野賀仁	警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官
佐藤 剛	法務省刑事局総務課長
小山定明	法務省矯正局少年矯正課長
押切久遠	法務省保護局更生保護振興課長
松木秀彰	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
橋本隆志	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課薬物取締調整官
石塚哲朗	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室長

特に配慮が必要な子供・若者の支援

岡 英範	厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
佐藤和弥	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 課長補佐
水田 功	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
松木秀彰	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
土手敏行	法務省人権擁護局人権啓発課長

子供・若者の福祉を害する犯罪対策（JKビジネス対策）

天野賀仁	警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官
岸田憲夫	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（青少年環境整備担当）
廣渡隆信	内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室 課長補佐

（事務局）

嶋田裕光政策統括官（共生社会政策担当）、福田正信大臣官房審議官、田村寿浩参事官（青少年企画・青少年支援担当）、岸田憲夫参事官（青少年環境整備担当）、谷口哲也調査官（青少年企画・青少年支援担当）

4 . 概 要

古賀座長

それでは、定刻になりましたので、まだ少しお見えでない方もいらっしゃるのですが、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日も「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の第5回目の会議を行いたいと思います。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、しかも、この朝早い時間からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、事務局に嶋田統括官が新たに着任されましたので、挨拶をお願いしたいと思います。

嶋田統括官

本会議の政策統括官（共生社会政策担当）に着任いたしました嶋田でございます。

本日は、朝早くから御多用の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、これまで4回、会議が開催されたと聞いておりますけれども、毎回熱心に御議論をいただいているということで御礼を申し上げたいと思います。

現在、これからの子供・若者育成支援施策についての検討を行うために、まずは子供・若者育成支援推進大綱に掲げている施策の実施状況について各府省からヒアリングを行いまして点検・評価の御議論をいただいているところでございます。構成員の皆様方におかれましては、引き続き活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

用務が重なりまして冒頭だけしか参加できません。失礼をお許しいただきたいと思っております。ありがとうございます。

古賀座長

どうも御挨拶をありがとうございました。

いろいろな人事がこの時期に来ておりまして御理解いただいて、またお顔を覚えていただいているいろいろお話しいただければと思っております。

それでは、議事1を始めていきたいと思っております。

本日は、お手元の資料を御覧いただくとお分かりのとおり「困難を有する子供・若者やその家族の支援」の中でも「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」「特に配慮が必要な子供・若者の支援」「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」についての3つの事

項、大綱に掲げている施策の点検・評価を行ってまいりたいと思います。

いつものように関係府省よりヒアリングを行った後で、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について構成員の間で忌憚のない議論を行いたいというように思っている次第です。

いつも繰り返しお話ししておりますが、関係府省からのヒアリングを行った上での構成員相互の意見交換を大事にしたいと思っておりますので、確認する御質問をした後は、ぜひそうした御意見をいただきたいということです。特にだんだん評価という問題に近づいておりますので、そういった部分を意識しながらお話しいただければうれしいと思います。その点、御理解いただきたいと思います。

それでは、議事1から審議を行います。

議事1の点検・評価項目や進行等について、まず事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

困難を有する子供・若者やその家族の支援

非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

上記について、大綱の記載や関係データを事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等(資料2)

警察庁

警察庁の少年課で性的搾取対策官をしています天野と申します。よろしく願いいたします。

当方の資料についてはお配りしておりますので数値的なものは割愛させていただいて、具体的な内容について説明させていただきたいと思います。

まず、「総合的取組」で記載されていることに関してでございますが、都道府県警察におきましては、違法行為を行った少年に対しましては年齢とか犯罪の対応によって手続が異なってきますので、少年法の規定等に基づきまして検察庁、児童相談所、家庭裁判所等への送致を行うとともに、児童相談所の関係機関と連携して、その子供たちの再非行防止と立ち直り支援のための児童そのもの、子供たちそのものと、あと家族等の支援をやらせていただいております。

また、学校警察連絡協議会のことが記載されておりますが、警察連絡協議会では先生と実際の現場の警察官、また、補導職員、専門職員がおるのですが、そういった者が参加して、生徒、子供たちに関する情報交換を相互に行っているとともに、子供たちの学

校での問題行動の情報を先生方が聞いたり、また、被害の防止の観点からどういうことができるのかという意見交換等を行っております。

ただ、会だけが大事というよりも、そこで知り合った先生方との関係で個別にその後、戻ってから先生から相談を受けたりして、家で虐待を受けていたとか、そういう具体的な情報ももらいながら、また、個別の事案ごとによってどこまで外で言っているのか、どこまで日々会ったほうがいいのかなどという具体的なことも相談しながらやらせていただいております。ですから、会だけというよりも、むしろその後の個別の打ち合わせなども非常に重要な役割を果たしているのが実態でございます。

また、この警察連絡協議会のほかでも、退職者、警察官等をスクールサポーターという形で雇用させていただきまして、1人のスクールサポーターが10校ぐらいを目安にしまして学校を回りながら先生方の困り事を聞いたりすることもございます。例えば私が警察署でやっていた頃ですと、学警連で知り合った先生方から、遅刻が多いとか、先生の言うことを聞いてくれない子がいるとか、そういうことまで話を聞きながら、では、背景はどうなのでしょうねという話などもさせていただいております。そこらはメッシュに細かく1人ずつでやらせていただいているというのが実態でございます。

また、「非行防止、相談活動」につきましては、警察では各学校に警察職員を実際に配置、派遣しまして、実際には学校から要請もあるのですが、それで非行防止教室とか被害防止教室という名称で被害とか非行の防止のための知見を教養するという時間をいただいて広報啓発もさせていただいております。特に少年警察ボランティア、補導員さんという人などがおりまして、こういう人たちの協力をいただきまして、実際に不良行為をして補導した子供などを連れて行って農作業の体験学習をやったりとか、あと清掃活動、そして、今頃、秋頃に防犯運動をやるのですが、そういうときの地域の被害防止のための広報啓発活動の協力をしてもらうとか、そういった具体的な社会参加活動に触れていただいて規範意識の醸成に努めるということもさせていただいております。

また、少年や保護者などの相談に対しましては、各都道府県警察のサポートセンターという名目の組織を設けておりまして、少年問題に関する専門的な知識、少年だけをやっている補導職員という職員さん、さらには大学等で心理学の経験を有した一定の資格を持った専門相談員という人たちが中心になって「ヤングテレホンコーナー」というような名称で相談をできる体制を構築しております。

特に少年補導職員につきましては専門職的な要素がありますので、毎年、警察大学校、管区学校というのが我々、組織の内部教養機関があるのですが、そこで専門的な教養の機会を全国レベルでも行ったり、各管区というのですが、近畿とかああいうエリアごとの教養、また、県警ごとの教養などもやらせていただいております。

特に少年警察ボランティア、また、そのほかでJKビジネスとか街頭補導につきましては、警察職員だけではなくて少年補導員さんと言われるボランティアの人たちなどに御協力いただいて、また、県によっては最近、学生さんにも協力をいただきながら、街角

とか歓楽街の声かけとかをさせていただいて、どこに行ってもいいのかわからないような子たちに声をかけながら補導というのをやっております。

具体的に言いますと、JKビジネスだと秋葉原などでチラシを配っている女の子などがいますので、そういう子に声をかけて年齢を確認したりして、18歳未満の子がいれば保護者に連絡を取りながら補導するというような活動もさせていただいております。こうした活動は警察だけではできませんので、地域のボランティアさんの協力というのは非常に大きな役割を果たしておられます。

また、非行少年につきましては、中にはボランティアさん、大学生などに協力いただきながら、学校でどうしても勉強ができなかったら学校に行きたくないという子もいるので、補習的というか宿題のお手伝いをするとか、そういうこともしながらやっておりますし、中には就労のための勉強のお手伝いをして就労につながったという事例もございます。そうした活動もさせていただいております。

ただ、どうしても昔、私たちが学生の頃、子供の頃というのは暴走族とか不良グループが街角にたくさんいたのですが、最近はそういう不良集団が街角で集まるということは非常に少なくなってきたという変化はございます。一方で、振り込め詐欺とか半グレ集団というような少し年齢は高くなるのですが、そういうグループと付き合いがある。浅く広くみたいな感じではあるのですが、そういう子もまだいますので、こうした集団の危険性等を非行防止教室とか、そういった機会でも周知して、そういうところとお付き合いすることの危険性とかをお知らせするというのをやるとともに、街頭補導を通じてそういうものの発見、深夜の徘徊などでさせていただいているところでございます。

最後に「薬物乱用防止」につきましては、今、申し上げた非行防止教室とかを通じまして、特に危険ドラッグを含みました広く薬物、昔であるとシンナーとかの時代もありましたし、時代とともにどんどん主流の薬物も変わっていますので、その状況に応じて、そういった薬物の影響を受けたときに被害に遭ったり、知らないうちに人を傷つけたりすることがあるということの内容、具体的事例も含めながら教養というか、啓発をさせていただいているというのが実態でございます。

法務省

法務省でございます。私は法務省刑事局で総務課長をしております佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

法務省の関係は刑事局、矯正局、保護局と3局ありますので、順に御説明したいと思います。

まず私、刑事局からは、「検察庁における取組」について御説明いたします。

大綱の中に「加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮」という項目がございます。このうちの被害者への配慮に関して検察庁ではどのような取組をしているかという

ことですが、資料2の中にあります点検・評価シート、その後に「被害者等通知制度の実施状況」あるいは「犯罪被害者の方々へ」というパンフレットを参考に付けさせていただいておりますが、検察庁におきましては少年事件を含め刑事事件の被害者等に対して、刑事事件の処理結果、起訴ですとか不起訴ですとか、あるいは公判の日いち、裁判結果等を通知するという仕組み、被害者等通知制度を実施しております。また、御希望に応じて有罪判決が確定した後の加害者、保護処分を受けた加害者の処遇状況に関する事項の通知も行っているところでございます。

この被害者等通知制度を長くやっておりますが、平成28年から平成30年まで6万人以上の通知希望者がありまして10万件以上の情報を提供しているという状況でございます。今後も刑事事件当事者である被害者に対して、適時適切に情報提供を行ってまいりたいというように考えております。

刑事局、検察庁の関係は以上でございます。

続きまして、矯正局の少年矯正課長の小山でございます。

私のほうからは、専ら少年院と少年鑑別所の関係を御説明させていただきたいと思っております。

資料といたしましては、資料2の5ページから6ページにかけての部分でございます。

少年院、それから、少年鑑別所についてでございますけれども、少年院は家庭裁判所から保護処分として送致された子供たちに一定の場所で勉強してもらおうということでございまして、少年鑑別所は家庭裁判所の審判の段階で、この子はどういうところに問題があるのか、その原因を調べたり、個人の特性を調べたりといった機関でございます。

少年院のほうでは、以前ですと、専らどんな仕事に就くのか、それから、この後、どういうように仕事をしていくのかといったような職業に関する指導が中心であったのですが、最近、やはり学歴がないと、ハローワークに行っても求人票を見ても高卒でないとなかなか仕事がないといったようなことがありますものですから、本人のそれぞれの希望に応じてということではありますが、就労のほうから就学のほうへ力を入れてきておるところでございます。

少年院の中にいる期間が大体短ければ6カ月、長ければ12カ月といったようなところが基本でございますので、高等学校の卒業ということはなかなか難しいのですけれども、文部科学省の御理解、御協力などを得まして高卒認定の試験、この受験に力を入れてきておるところでございます。

その具体的な状況といたしましては6ページでございますけれども、平成27年では566人がその試験を受けさせていただいております。平成30年には601人ということでございます。この間、中に入ってくる子供は3割ほど減ってきておりますので、割合としては27年には全体の2割ぐらいの子供がこの試験を受けていたのですけれども、平成30年には3割の子供が受験をするということで、子供たちのニーズ、関心も高まってきておるところでございます。それに対応して、私どもといたしましては、高卒認定の専門

のコースなどを御用意させていただいて、希望する子供たちには外部の機関のNPOですとか教育を専門になさっている企業などの御協力を得ながら教育の働きかけを行っているといったところでございます。この働きかけについては今後も続けてまいりたいと思っております。

他方、少年鑑別所でございますけれども、少年鑑別所は平成27年に施行されました新しい少年鑑別所法で地域援助ということが業務として加えられまして、中に入ってくるお子さんだけではなくて外部のいろいろな御相談に対して、それに応じるということでございます。この関係で平成28年には大体6,000件ぐらいだった相談の件数が平成30年では1万件を超えるということになりまして、いろいろな周知もさせていただきながら相談も受けて、それに対しまして心理学の専門家などが適切に対応させていただいているといった実情にございます。

矯正局からは以上でございます。

法務省保護局の押切と申します。

私の方からは、「保護観察所における取組」について、同じ資料の5～6ページを基に説明をさせていただきます。

点検・評価の対象となる取組としましては、5ページ下の保護観察所における取組にありますように、一つは薬物事犯者に対する薬物再乱用防止プログラムです。これは専ら保護観察官が直接本人に個別にあるいはグループで行うものでして、保護処分の少年は今のところ受講義務付けの対象にはなっておりませんが、20代、30代で仮釈放あるいは保護観察付き執行猶予になった人などはこのプログラムの受講義務付けの対象となっております。

また、保護観察に付されている少年の保護者に対する保護者会などをやっておりますほか、社会貢献活動ということで、これは義務付けで行う場合と任意で行う場合がありますが、福祉施設での補助的な活動あるいは公共の施設の清掃活動などに参加してもらい、自己有用感や社会性などの向上を図るという取組をやっております。

また、民間ボランティアの関係では、犯罪や非行した人に個別に相談に乗る活動や、地域における「社会を明るくする運動」という犯罪・非行を防ぐための広報啓発活動がありますが、そういった活動に当たってくださる保護司というボランティアが4万7000人ほどいらっしゃいます。保護司は全国886の地域に分かれて保護司会を組織し活動しているわけですが、その拠点である更生保護サポートセンターの設置を推進しております。

その取組結果につきましては6ページの上の四角のとおりです。今、様々な活動に取り組んでおりまして、この更生保護サポートセンターについては、今年度中に886の全ての保護司会に設置される予定です。

課題としましては、やはり薬物の関係では、保護観察中にプログラムを実施して薬物事犯の人に働きかけても、その後、地域につなぐことがなかなか難しいということです。

特に薬物事犯の人の依存症を治療してくださる病院などは少ないですし、精神保健福祉センターとの連携あるいはダルクとの連携も進んできておりますが、地域の資源がまだまだ足りないということがあります。

保護者会、社会貢献活動あるいは更生保護サポートセンターについても、非常に重要な取組であり、これからも頑張っけて進めてまいりたいと思っております。

文部科学省

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長をしております松木と申します。

私から各地方における教育について御紹介をいたします。

まず、「総合的取組」といたしまして、これは毎年度実施しておりますけれども、問題行動に対する連絡ブロック協議会というものを開催いたしております。対策につきましては、関係機関間の連携というものが非常に重要でございます。学校、警察、児童相談所、保護観察所、関係機関でございますけれども、そういった効果的な連携を促進するための取組として問題行動に対する連携ブロック協議会、これは全国をブロックに分けて、毎年度2ブロックずつ、関係機関が集まってそれぞれの具体的な取組や施策、実際非行に走った子供をどのようにして対応したかといったような事例等を紹介いたしまして、それによって対応力を向上していくという取組でございますけれども、こういったブロック協議会を毎年度実施しているところでございます。

その下、これも連携の取組でございますけれども、「学校・警察連絡会議」というものを開催しております。これは都道府県警察、都道府県教育委員会との間で締結した協定とか申合せに基づいて実施している取組、情報共有の取組でございますけれども、平成31年4月1日現在で全国の小中高の約98%、100%に近いところが加入しているということでございます。こういった情報共有や連携の仕組みを進めるという取組をまずしております。

その下に移りまして、非行防止教室という規範意識を養いまして子供の非行防止のための教室を関係機関と連携して進めるといったようなことや、その下にございます矯正施設・保護観察所の概要等について説明した法務省に作成いただきました「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」という冊子がございます。これは少年院とか保護観察所とか、そういったものの仕組みがどうなっているかとか、少年院における一日の流れがどうなのかといったような基本的な知識を学校の方々にお知らせする意味で、そういった基本的なことを解説した上でQ & Aなどを載せまして、例えば少年院にいながら勉強をサポートするやり方とか学校の教職員が面会に行ってもいいのですよとか、卒業証書を渡すときはこのようにしますとか、そういったようなやり方を解説した冊子でございます。これは本年、文部科学省から各教育委員会を通じて、各学校に対して周知をしているというところでございます。

その下にあります「薬物乱用防止」でございますけれども、この薬物乱用防止教育も

充実を図るために小中高において薬物乱用防止教室を開催しております。これは平成25年度は73.5%でしたが、29年度、最新データで83.6%ということで、7割から8割に徐々に増えているような実施状況でございます。

また、厚生労働省と連携させていただきまして、薬物についての有害性・違法性に関する正しい知識の周知に努めるとともに、小学生から大学生などに向けて薬物の乱用防止に係る啓発資料を作成して広く配布しているということでございます。

今後の課題でございますけれども、連携というものが非常に重要であるというように私たちも考えておりますので、この連携についての取組を引き続きしっかり実施していくとともに、周知活動についても引き続きしっかりと取り組んでいくことを考えております。

厚生労働省

それでは、厚生労働省の取組について御説明申し上げます。

資料は、資料2の21ページからございますけれども、最初に、これまでの主な取組について御報告いたします。

まず、「薬物乱用防止」でございますけれども、薬物乱用防止対策につきましては、平成30年8月に新たに関係府省で構成される薬物乱用対策推進会議において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。当省としても、この五か年戦略に沿いまして現在対策を実施しているところでございます。

この戦略には5つの目標がございますが、その目標1というものが「青少年を中心とした啓発・広報を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」ということでございますので、当省は例えば文部科学省であるとか関係省庁と連携しまして薬物乱用の未然防止の観点から、例えば資料にございますように薬物乱用防止教室あるいは啓発活動の充実に取り組んでおります。

例えば小学生や青少年向けの啓発読本の配付、あるいは都道府県と連携した「ダメ、ゼッタイ。」普及運動、こうしたものを実施してございます。あわせて、こうした未然防止対策のほかには、薬物乱用については再乱用させないということが重要でございますので、先ほど申し上げました五か年戦略の目標2には、再乱用防止対策というものが掲げられてございます。

私どものほうでは、例えば薬物依存症に関する正しい知識・理解の促進のために家族読本のようなものを作成して配布したり、あるいは講習会を実施してございます。さらに依存症対策につきましては、依存症者や家族が地域の治療や支援につながるように相談・治療体制の整備、民間団体の支援、人材の育成あるいは依存症に関する正しい知識の普及啓発を実施してございます。

続きまして、「社会内処遇を通じた取組」でございますけれども、これにつきましては、平成29年度から自立援助ホーム入居児童のうち、就職や就学が困難な児童の生活に

係る費用について支援を行ってございます。

続きまして、ページでいきますと22ページになりますけれども、自己評価でございます。

まず、「薬物乱用防止」につきましては、例えば薬物乱用防止啓発訪問事業における訪問箇所数あるいは参加者数はそこにございますように平成27年度は330カ所、15万2000人から、平成30年度は453カ所、18万8000人まで増加いたしました。このほか、資料にございますように、情報発信事業の閲覧者等についても増加をいたしております。

また、依存症対策につきましては、平成29年度から各地域において相談拠点の整備を進めてございまして、平成31年4月現在、薬物依存症の相談拠点を36自治体、専門医療機関25自治体、治療拠点機関が18自治体に設置され、大綱作成時よりも支援体制が強化されたものと考えてございます。

また、平成29年度から実施しております依存症に関する普及啓発活動イベント等を通じまして、依存症対策に関する正しい知識の普及が促進されているものと考えてございます。

また、「施設内処遇・社会内処遇を通じた取組」につきましては、自立援助ホームの施設数は平成27年度、123カ所であったものが29年度、154カ所に増加して、これも効果が認められるものと考えてございます。

最後に、こちらで考えてございます現在の課題と今後の方向性でございます。

まず、薬物対策につきましては、残念ながら、大麻事犯の検挙者数が昨年3,700人と、2年連続で過去最高を更新してしまいました。また、その半数以上が若年層でありました。こうしたことから、青少年に対する大麻の危険性・有害性に関する正しい知識の普及が今後より一層重要になっているというように考えてございます。

さらに、一部の地域では薬物依存症の相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関が設置されておらず、また、依然として依存症に関する誤った認識による偏見等がございます。正しい知識の普及啓発を推進する必要があるかと考えてございます。

最後に「施設内処遇・社会内処遇」に関しては、都道府県において今年度末までに自立援助ホームの実施など、社会的養護の子供の自立支援策の強化のための取組を含む「都道府県社会的養育推進計画」を策定することにしており、国としても都道府県による計画の策定を支援してまいりたいと考えてございます。

2) 意見交換

清永構成員

2点ほどお伺いしたいのですが、薬物乱用についてです。

どなたでも結構なのですが、まず大麻の乱用が増加しているということで、大麻に手を出すきっかけというのは仲間同士のものなのか、個人としてのものなのかとい

うことをお聞きしたい。

2点目が私立学校への薬物乱用教室の開催状況がやはり公立に比べると少ない、低いということで、その辺の対策はとられていらっしゃいますか。

警察庁

薬物のきっかけということでございますが、昔と今と変わってきています。昔はやはり不良グループのたまり場がありまして、そこで吸っている人間がいて、お前も吸えよという形が入ってきているのが多かったというのが実情です。ただ、前提が、昔は入手すること自体が特定の人しか入手できない。だから、特殊な人と付き合いがないと手に入らないというのが特徴だった、そういう形態があったというのが1点と、子供たちのたまり場という概念がだんだんなくなってきたというのが最近になってきていますので、最近はどちらかというインターネットで入手するという形態が多くなっていると現場では聞いております。

法務省

少年矯正課長の小山でございます。

少年院に大麻で入ってくる子供についてということでございますけれども、いわゆる非行少年タイプとは若干違うような感じがしております。非行少年自体も以前のように、先ほど御説明がありましたように暴走族のように集団で非行するというよりは一人一人、生きづらさを抱えているお子さんがいる。ただ、それが集団で出てこないといったような印象でございます。

その中でも大麻をするようなお子さんというのは、いわゆる一般の非行少年と違って、どちらかという社会性のまだある子供たちが、その社会のつながりのある中で、そういうグループである程度やりとりをしているといったような印象は持っておるところでございます。ただ、最近増えてきているものですから、詳細なところはまだはっきり分かっていないような状況でございます。

古賀座長

グループ性がそれほど強くないケースと、いや、そうでもないというケースがあります。ネットについての販売については大変深刻と私どもは思っておりまして、ヨーロッパなどではこの対策に非常に頭を悩ませている現状がございます。

それから、今、大麻の話だけ出ましたが、実は合成麻薬も含めて薬物そのものの概念が拡大しているという現状がございます。この辺も少し頭に入れていく必要があるかと思えます。

それでは、続けて文部科学省、お願いいたします。

文部科学省

薬物乱用防止教室の私立学校における実施ですが、資料の19ページに学校種別の実施率がございます。確かに公立は開催率が合計86.0%であることに對して私立は51.1%と低くなっている状況でございます。

なぜ低いかという理由については、網羅的に分析できたわけではありませんが、私立関係者の方から聞く声の中には、もともと学習指導要領の中で薬物の危険性は保健体育科で教えることになっていて、学校できちんと教えてはいる。ただ、それとは別に薬物乱用防止教室という形で実施する必要はないと考えている学校が私立は多い状況である。私たちとしては、やはりしっかり薬物乱用防止教室を開いていただきたいので、私立関係者が集まるような場では、お願いを繰り返しているところでございます。ただ、数値としては差が出てしまっている現状でございます。

古賀座長

よろしいでしょうか。学校の置かれている状況によって、大学などではもう随分やり始めているところが多くなって、単位化もしている学校もあるかと思えます。

山縣座長代理

資料1の4ページの図で1つ質問をしたい、教えていただきたいことがあるのですが、上半分の(2)触法少年のところ、この12歳以下が上昇傾向にあるというのはグラフからそうなっておりますが、これは全体の総数が減ったことで割合が増えて見えているのか、あるいは13歳のところが減っているから結果として行為そのものは変わらないのだが、見かけ上増えてしまっているのかということが1点。

そのことも含めて、8歳以下でぐ犯ではなくてあえて触法にされる行為の中身で最近増えているようなものは特に何かあるのでしょうか。あるいはどういう中身がここに主に入っているのでしょうか。お願いします。

古賀座長

資料自体の御提示は内閣府のものなのですが、内閣府からのほうがいいですか。法務省は御専門かもしれないという気がしますが、先に内閣府から御質問に。

内閣府

すみません、今、手元に数字がありませんので確認をします。

古賀座長

一言で言えば、低年齢層の触法はどんな中身でどんな割合なのか。言うまでもなく少年法改正がありましたので。

定本構成員

8歳以下の話ですと、私の印象では地域の小学校とかに行きますと本当に学級が大変なことになっている。全然衝動を抑えられないとか、もう妄想、暴力傾向とかということで、小さいけれども、本当に困っているというケースはたくさん聞くので、発達障害絡み、虐待、ネグレクト絡み、大分多いのではないかなと思うのと、もう一点なのですが、今日、全然お話に出てこなかったのですが、性非行の問題です。

薬物に関しては各省庁の皆様方、すごくよくしていただいている、いろいろそれも私も言いたいこともあるのです。例えば「ダメ、ゼッタイ。」という言葉にはすごく違和感があって、もう「ダメ、ゼッタイ。」とか言っている場合ではないですし、大麻とかは全然明らかにならないので、本当に定期を落として、定期入れを捨てた人が見たら大麻があったみたいな現れ方なので、暗数はめっちゃ多いので、ですから、本当にちょっと。やはりいろいろ失敗したけれども、頑張って復活した人を本当に頑張ったねというような風潮も増えていますから、やはり「ダメ、ゼッタイ。」はそろそろどうかなというように感じている。

性に戻りますけれども、やはり私の印象ではとても8歳でもそうなのですが、低年齢でも性についての今まであり得なかったようなことが増えていまして、例えば小学生が妹に対してすごく性的なことをするということが少なくな聞きません。児童相談所でも、少年鑑別所で地域援助ということで入っていない子たちの相談によく乗るのですけれども、本当に性の問題が多いのです。一つは、やはり発達障害が絡んでいるケースが少なくないこと。それから、学校不応が絡んでいます。大体は学校に毎日元気に通っていたらそんなことをすることはないのですけれども、やはり不応、不登校で家にずっといる。退屈ですし、家にずっといるとインターネットを見る。インターネットで性情報を見る。そのとおり、身近な一番近いところにいる妹にする。あり得ないことが本当にたくさん起こっているのです。

だから、一つには、やはり発達障害ということについての早期発見、早期治療も要りますし、学校不応ということについてのやはり小さいときから、低学年くらいからの一層の不登校にならないということがありますし、もう一つは、やはり性教育です。私、これに関しては文部科学省、せっかく来ていただいているので、性教育をしないといけないということを10年くらい前からずっと言っていて、やはり青少年の問題を法務省の矯正局も扱っておりますので、もっと法務省の知見を文部科学省の皆様方も情報を入れていただいて、性が大変なことになっているということを思えば、性教育をしないという方向でずっといらっしゃるのですが、インターネットとかによって小学校の低学年くらいから子供たちはどんどん性情報を入れているのです。しかも、当然のことながらゆがんでいます。

だから、最初に性について聞いたのは何だといったら、やはりそういう有害なことば

かりなのです。正しく保健室で聞いたとか先生に聞くとかではなくて。だから、そういう年齢以前に、私はもう幼児期から、だって、幼児期からどんどん性被害に遭っています。これは警察とか法務省からお聞きになったら、もう性被害の少女にわいせつというのはいっぱいありますからね。やはり性教育というのは加害をしてはいけないプラス被害に遭ってはいけない。自分を守るための教育も本当に必要なのです。だから、もうそろそろ文部科学省の方も性教育について、薬物に関しては非常に積極的にしていただいているからありがたいのですが、性について真正面から取り上げていただかないと大変なことになると思っています。

だから、地域援助で聞いていますと、本当に小学生が妹に手を出しているということはどうしたらいいかというのがありますし、どのように教えたらいいのかわからない。養護施設とか障害者施設から性についていろいろ問題があるのだけれども、どのように教えていったらいいかわからないということも鑑別所に来ているのです。それをお願いします。

もう一つは、やはり少年鑑別所なのですけれども、数がどんどん減っている、収容少年が減っているというのは私たちもすごく感じています。全国、各都道府県に鑑別所はありますけれども、収容人員が10人に満たないとか5人に満たないというのは50何個ある中で40あるのです。ゼロというのが5施設あります。だから、もう鑑別所は潰れるだろうなという感じなのです。

少年院に関しても当然のことながら減っています。私、この原因というのはいろいろ多くあると思うのですけれども、一つは先ほどおっしゃったように暴走族とか、みんなて集団でわっというタイプの子がどんどん減っています。代わりに本当に1人でインターネットで対人関係を直接とるのは苦手という子たちがどんどん増えていますから、みんながいい子になったとかではなくて、やはり変わってきた。

家に閉じこもる、ひきこもる、不登校でゲームをずっとしている、インターネットしているという子が増えています、だから、もう一つのことなのですけれども、発達障害の子たちが鑑別所に3割余りいるのですが、文部科学省管轄の学校が特別支援教育を19年からやっていただいているので、もう10年になりますから、かなり浸透して、発達障害とかそういう配慮が必要な子たちを追い出さなくなったのです。昔は追い出していましたから、その分、非行少年になってうちに来たのですけれども、追い出さなくなっている分、高年齢化というか、学校を大抵高校とか中退してからようやく表面化するのです。だから、18、19歳の非行少年が相対的に多いのです。

ここで問題になっているのは、少年法の適用年齢が20から18に下がるということで、これが本当になされていいのかということなのです。私などは本当に困ったものだ、だんだん事が外に出てくる年齢が高くなっている、むしろ上げないといけない。少年法と刑法、全然違いますから、罰を与えるではなくて保護して教育する。しかも、一人一人、個別に科学的に非行の原因を調べてから処分するという全然違う法律ですから、

ぜひ引下げについて、またどう思うように思っているのかということをお聞きしたいです。

古賀座長

たくさんいろいろな課題が出てきましたが、まず前段でお話がありました低年齢層における性の問題はこの後も関連事項がございますのでまた触れていただくということで、性教育の問題も含めてですけれども、JKビジネスのお話もこの後、出てまいりますので確認していただければということです。

依存症の問題については、もう御専門の先生がいっぱいいる中で何ですが、非常に広範な依存症が問題視されていっているのが現状でございますから、これはある1つの小さい部分だけやってもだめだということをだんだん分かってきておまして、この辺のところは地域医療の大きな課題に今後なっていくと、厚生労働省もうなずいておられるのですが、そうなっていますので、そういった意識を持った上で今のお話を聞いていくということです。

あと矯正に関しては、また今、この後、議論をしたらいいと思いますが、17、18、19ぐらいの年齢層の入所者が多いことは事実かと思われま。これは先ほど特殊詐欺等々のことも関連しているかと思えますけれども、そういったことがあって先ほどの出ているデータ等はまた少し違うのですが、入所者数だけで言えば、いわゆる大学生段階の人たちが多くなっているかと思えます。

相原構成員

全く同感で同じことの繰り返しになるかと思えますが、簡単に申し上げます。

私はこの二年多摩少年院の視察委員をやらせていただいております、毎回面談しているのですけれども、全部年長少年です。割合的にも非常にそういう子が収容されています。

多摩少年院では熱心に教育されていて、少年たちは非常に学ぶ意識といいますか、勉強したいということを言い、こういうのも学びたいとか、出たらこうしたいとかということを書いて厳しい教育の中で前向きに取り組んでおります。このような教育がなくなるのは私も本当に反対でございます。ここは少年法の年齢問題を議論する場ではないのかもしれませんが、ぜひ応援、先程の定本構成員の意見に賛同申し上げたいと思ってお話ししました。

さらに、少年院教育について申し上げますと、特に先ほどの半グレとかそういうところの問題や、インターネットの関係とかで出てきている問題かなと思うのですけれども、対象が変わってきているということも認められ、多摩少年院は逆にあちこちから集まってきているので収容率が高くて8割とか9割とかぐらいです。むしろ満杯で夏の30何度のときにエアコンがないですから、かなり厳しい中での教育を受けております。この時代に、33度、34度で24時間エアコンなしの生活をしているという矯正教育はどうな

のかというのが個人的に思っているところです。小学校、中学校でもなかなか完備を全部しているところがないというのを聞きますけれども、強制的に収容していて、教官も逆に大変でいらっしゃるのです。だから、そういうところを本当にきちっと見ていただきたい。

そして、全体としては、せっかくなまくいっている、国際的に見ると本当に薬物だとかについても、そういうところは頑張っていると私は評価したいと思っておりますので、そういう良いところはぜひ伸ばしていただきたい。御担当者の方、つまり、法務省の方も少年院教育については積極的評価をしておられると個人的には思っているので、ぜひ応援するべきところはして、あと性犯罪の問題とかはもう少し現実を見ていくという必要があると思います。

古賀座長

では、先に今のお話を受けて、先ほど低年齢層の触法少年の話が出ていましたので、警察庁のほうで把握されているところがあるようですから、少しお話しいただきます。

警察庁

触法少年の人数のお話がありましたが、絶対数の数値だけで申し上げますと、触法少年全体の数は減っております。ほぼどの学年も一部の年齢で少し増えている時期もありますが、基本的には減少傾向にあります。ですから、何か特段に結果的に年齢幅の構成が変わっているというのではありませんが、全体的にはどの学年も減っております。

ここから先は数字的な話ではないのですが、現場の話を聞きますと、非常に被害者の児童の権利意識も結構高くなってきて、被害者の児童というよりも親御さんのうちの子が殴られたとかいじめられたとかということも結構相談に来られます。そうすると、一応犯罪があった場合は、それを把握すると警察では処理という言い方は失礼ですが、必要な措置をしなければなりませんので、結果的に送致をする、児相通告するというところで、昔だったらまあまあと言えたものが言えなくなっている面もある。

ただ、特にあとぐ犯との関係で申し上げますと、どうしても全体的に数字の割合は窃盗が圧倒的に多い。先ほど言った殴られたとかというのも暴行で被害が出てきますので、そうすると、これは犯罪をするおそれがあるのではなくて、法に反する行為をしてしまっていますので、そうするとぐ犯ではなくて触法という扱いにならざるを得ないというのが実態でございます。

古賀座長

よろしいでしょうか。全件送致主義ですね。

門田構成員

先ほど性非行の話があったのですが、実態としては、やはり中学3年生あたりの女子生徒の妊娠、出産という実態があるわけです。その防止をしていく中で要対協で論議になった件があります。性非行を繰り返す女子生徒がいたのですが、保護者も本人も関係機関との関わりを拒否するため、児相、警察少年課も関与し切れない状況にあったわけです。しかし、あるときに女子生徒が産婦人科で治療するという情報が入って、そこで教育委員会が産婦人科に行って産婦人科医に性非行の確認し、児相とか警察との連携を求めたのです。しかし、産婦人科の医師は治療するだけでそういう連携はしません、その子が小学生であろうと治療するだけですよと言われました。性非行の早期発見機関として産婦人科医の協力、連携が求められるため、御検討いただければと考えております。

谷口構成員

もし手持ちの資料であれば御教示いただきたいのですが、虐待の通告件数が過去最高を更新している中において、実際に一時保護されたり、あるいは里親や児童養護施設に移行する割合。さらに、その後、自立援助ホームなどアフターケアの施策で支援を受けておられる当事者は大体何割ぐらいか、まずお手持ちの資料であれば御教示いただければと思います。

というのも、我々、佐賀県子ども・若者総合相談センターの2,398名実態調査によると、支援対象者の中でも13.8%は過去を含め虐待の経験を持っているのです。その中で措置を受けている割合はごく少数で、多くの当事者が本来受けるべき社会的養護の施策の恩恵を受けられていない。こういった実態もあるものですから、関連する数字があれば御教示いただければと思います。お願いします。

古賀座長

どうでしょうか。厚生労働省でしょうか。まずは虐待状況の把握ということですか。児童自立支援施設などでは自己申告的に確認したりしていますが、それでもすごい数ですね。驚く数が出てきているかと思われまます。どうでしょうか。

厚生労働省

厚生労働省でございます。すみません、担当の者が今日来ておりませんで、手持ちの数字だけで御容赦いただければと思います。

全国の児童相談所におけます相談件数なのですけれども、これが平成29年の段階で13万3000件ございました。また、自立援助ホームで被虐待経験ありという方は全体のうちの65.7%という数字を持っております。

谷口構成員

ちょうど今日の午後、佐賀県弁護士会の有志の皆さんと子どもシェルターの立ち上げ

に向けた会議を開催するのですが、自治体レベルでは特に制度のはざまというところがどうしても生じてくる。それを無くすのが、子ども・若者育成支援推進法であったり、生活困窮者自立支援法だったり。そういう意味でいくと、先程、御説明の中にもありましたけれども、学校であるとか警察であるとか児童相談所の連携、これは年を追うごとに発展をしてきていると思いますし、その触法少年の減少というところに関しては実際、結果も出ているということでもありますので、関係府省、関係者の御尽力に心から敬意を表したいと思います。

その一方で、定本構成員の発言にもございましたけれども、問題の性質は確実に変化をしてきているということなのです。先ほどの制度のはざまも兼ねて考えていくと、問題が複合化し、領域がどんどん重なりを帯びてきているところもありますので、情報共有の仕組みに関しては、先ほどの守秘義務を課した各法律、制度との連携をうまく図っていくといったこと。さらに、継続的にフォローし、職業的・社会的自立に至るまで確認をしていくといった対策を今後も力を入れていく必要があります。

もう一点、先ほども大麻の件が出てきましたが、やはりさすがだなと思うのは、キーワードで「大麻」とWebで検索してみたのですが、検索結果としては、厚生労働省や警察庁の取組が上位に出てきます。自殺対策も同様で、「死にたい」や「自殺」とを入れると関連の相談窓口が上位に出てきます。そういう意味でいくと、先ほどの児童の性的な問題に関しても、まずは未成年が見ることを前提として、そういったアダルト系の検索キーワードを入れると、子供たちにしっかりと危ないよといった警告や情報が届くようにしていく必要もあるのではないかと思います。

最後に、今、深刻化しているのが社会的孤立の問題でありますから、そういった公的支援の情報から閉ざされている人たち、あるいはそういった支援、指導を受けられないという人たちの割合は高まっていると思いますので、各府省に共通して考えていく必要があるのはアウトリーチの概念だと思うのです。必要な支援であるとか情報を確実に当事者のもとに届ける。こういった観点からの取組というのはますます重要になってくるのだろうと思います。

藤川構成員

皆さんおっしゃっていることにも重なるのですが、状況の変化を捉えた対応を省庁の枠を超えてどうやって進めるかという議論をぜひ深めていければと思います。

具体的には、やはり皆さんおっしゃっているようにつるんで暴力を振るうといったような非行が非常に少なくなっており、自分を傷つけるとか自分の周りの人を傷つけるような非行が増えているわけですね。恐らくこれは暗数が相当あるので、今、出ている数の減少ということで安堵してはいけなくて、様々なことがまだ見えない形で進んでいる。

そして、その予備軍としては、自傷行為をする者とかひきこもりをする者とか、場合によっては窃盗みたいなものも数に挙がっていないものはもしかしたら予備軍という

ように考えてもいいのかもしれませんが、予備軍として出てきている問題があって、そこには皆さんもおっしゃっているように児童虐待の被害であるとか発達障害への不適切な対応であるとか、そういったことがあるだろうということは多分、皆さん、おっしゃっているとおりだと思うのです。

そうしたときに暗数も含めた今も出てきている自分を傷つけるとか、周りの人を傷つけるとかという問題にどう対応するかということと、その元となっているひきこもり事象といった問題への対応をどう進めるかということも全部含めて非行対策の文脈でも考えていかなければいけないということなのだろうと思います。そうなったときに、出てきている問題はかなり数が少ないので、出てくる場所とか集団に限られているわけですね。つるんでいないので、ある集団に対応すれば全部いけるというようにならないというところが難しいと思われまます。

そうすると、一律の対策だけではなくて個別の学校とか地域とか個人とか、そういったところのレベルできめ細かく対応することがこれまで以上に求められていると思います。そういう意味では、学校と警察との連携、学警連のお話がありましたけれども、私も出ていますが、とても重要なところですね。こういった機関間の連携をどうやって進めるかということは大きな課題だと思いますし、先ほどからお話があるように医療との連携というのがもしまくいていないところがあるとするならば、どうようにするのか。ここでスクールソーシャルワーカーなどの役割が重要になってくるのではないかと思います。

そういった連携をしながら、どこにリスクがあるかを見極めてきめ細かい対応をする。そのための体制を従来と同じではまずいと思うので、従来やり方をもう10年、20年前と同じではなくて変えていくということはどうすればいいのか。このあたり、私は具体策を持ち合わせていないのですが、ぜひ皆さんの知見を出していただいて、状況が変わったのに対応した体制を作るという議論をしていただければありがたいと思います。

古賀座長

いかがでしょうか。個人化する状況で非行も集団性が乏しいというのは、非常に皆さん確認しておられていて、かつ医療的問題のほうへどんどん入ってしまう現状がある。ですから、個人を扱っても今度は医療情報の問題にぶつかっていくということで、正直言います、例えば大学でもいろいろな意味の薬物、マイナスの薬物ではないけれども、薬物を利用する人はどんどん増えている。だが、それを生活の中で捕まえることはできません。問題が出てくると薬物を使っている、薬物はいろいろな意味の精神的な安定とかを図るために使うというようなことが出てくるという。ですので、そのところの課題が出てくると初めて、個人のいろいろな要素が見えてくるという現状がございます。

山縣座長代理

2点、意見です。一つは対応の在り方、一つは枠組みの問題です。

対応の在り方については、先ほど私が質問したところと関連しているのですが、警察庁の話聞いて事情がある程度分かったつもりなのですが、それでも、いろいろな考え方があるかと思いますが、被害者というのは、きっと被害者の親の感情に寄り添っているのだと思うのです。学校現場で起こっていることについて、少年法を根拠にするというのは最終手段というか、できるだけ後の選択肢であってほしいな。やはり学校現場の中で解決していくような考え方を私自身はしたいというように思います。だから、これはいろいろな考え方がありますから絶対正しいとは思っていません。

2つ目、枠組みの話。これは単純な話なのですが、すごく私、今日の説明で違和感がありました。それはごめんなさい、私が関わっている厚生労働省のところなので言いづらい部分があるのですが、資料2の21とか22ページが厚生労働省の説明なのですが、ここのテーマが「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」ということなのですが、私の感覚で言うと児童自立支援施設はこの枠組みにあっても大きな問題はないと思っているのですが、社会的養護自立支援事業とか自立援助ホームを非行・犯罪に陥った子供の枠組みで捉えると相当な違和感が正直ある。

これは説明だけの問題なので、この枠組みそのものを否定するつもりはありませんけれども、今後、ここの説明の箇所、場所を2番目の項目、後で議論する「特に配慮が必要な子供・若者の支援」のほうに移すことができるならば、どこかのタイミングで移していただきたい。中身そのものについて否定するものでは全くありません。

古賀座長

よろしいでしょうか。今の自立援助ホームについてもまたこの後、議論が必要などころがあるかと思いますが。というのは、今もお話があったように家庭の代理として補填として動いてきたわけですから、その部分のところと先ほどの課題を抱えた人に対して対処する部分、両方背中合わせになっているかと思いますが。

鈴木構成員

先ほど山縣座長代理がおっしゃったように、やはり学校の問題というのが例えば12歳以下の触法に関しても伺わせていただきたいのは、校内暴力が小学校で増えているというデータがあります。校内暴力の背景をもう少しきちっと捉えておかないと、子供たち、先ほど定本構成員がおっしゃったように発達障害の問題もあるでしょうし、やはり虐待の問題もあると思うので、もう少しそこはきちっと連携しつつ、文部科学省としても対応していただきたいなというように思っています。

古賀座長

よろしいでしょうか。今の御説明の中にはなかったのですが、確かにそうで、前

に比べて暴力性に対する敏感さは子供たち、非常にあるかと思えます。ですから、カウントされていく度合いは非常に大きくなってきているということですね。それと同時に、先ほども述べましたけれども、実際に暴力を受けていながら語れない子供たちもいっぱいいるという現実がありますので、こういった二律背反する状況を描いていただくという必要があるかと思えます。一旦、ここまでで切らせていただいて、今、お話が出たこと、この以降の議論でもまたぜひ続けていただきたいと思います。

では、以上で議事の1を終了したいと思います。関係府省につきましては、ヒアリング対応、ありがとうございました。感謝しております。

特に配慮が必要な子供・若者の支援

上記について、大綱の記載や関係データを事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

特に配慮が必要な子供・若者の支援(資料3)

厚生労働省

項目が2つございまして、「自殺対策」と「外国人の若者の就職の促進等」ということで、私のほうから、まず「自殺対策」について御説明したいと思います。

資料の1ページでございます。平成28年2月の大綱策定以降の取組といたしまして、まず平成28年4月1日に改正自殺対策基本法が施行されまして、それに基づきまして翌29年7月に新しい自殺総合対策大綱が閣議決定されました。これに基づきまして、厚生労働省をはじめといたしまして各省で取組を実施しております。

また、改正自殺対策基本法につきましては、都道府県あるいは市区町村にそれぞれの実情に応じた自殺対策の計画を策定する義務を課しまして、各自治体においてもそれに基づいて自殺対策を進めていただくことになりました。

2つ目のでございますけれども、若者が相談しやすい体制の整備ということで、従来から電話相談というのはやっておったのですが、やはり現在、若者の主な通信手段としてはSNSというのが非常に使われているということで、平成30年3月よりSNSを活用した相談事業を開始したところでございます。

次に下のほうに行きまして(2)で取組に係る自己評価ということで、まず1つ目でございますけれども、大綱に基づき関係府省が取り組んだ結果といたしまして、全年齢の自殺者あるいは自殺率も非常に下がっておりますし、また、若者全体の自殺死亡率というのも下がってはきております。しかしながら、10代の自殺死亡率というのは横ばいということで、こちらについては改善の傾向が見られないということで今後とも対策を進めていく必要があるということでございます。

SNSの相談事業につきましては、昨年度は2万以上の方から相談を受け付けて支援につなげたということでございます。

相談の対象者でございますけれども、年齢は特に問わずにやっておるのですが、8割以上が10代あるいは20代となっております、やはり若者の相談ツールとして一定の効果を出しておるところでございます。

次のページに課題と今後の方向性ということで、引き続き自殺総合対策大綱に基づきましてSNS相談事業の推進など若者の自殺対策に今以上に取り組んでいく必要があるというように考えてございます。

そのSNSの相談ですけれども、これはまず相談につながるということで非常に効果はあるのですけれども、ただ、自殺をなくしていくという意味では、その相談者の抱える課題を解決していかないと問題の解決になりませんので、地域の具体的な社会資源、いろいろな相談機関あるいは解決する機関へつなげていくという取組を今後とも推進していく必要があるというように考えてございます。

「定住外国人の若者の就職の促進等」について、引き続き御説明をさせていただきます。同じく資料は1ページから(1)のところを御覧いただければと思います。

定住外国人の方など多い地域のハローワークにおきまして、通訳員や専門相談員を配置いたしまして職業相談などの就職支援のほうを行っているところでございます。また、委託事業にはなりますが、職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する研修のほうを実施しているところです。

(2)自己評価になりますが、外国人雇用サービスセンター等を経由いたしまして就職された件数につきましては、ここ数年、年間で1万2000件から1万3000件で推移しているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして(3)今後の方向性というところの御説明になりますが、定住外国人の方につきましては、不安定な雇用形態で働くことが多いというような特徴がございます。また、日本語能力の不足や雇用慣行に不案内というようなこともございまして、再就職に困難を伴う傾向がございます。ハローワークにおける多言語化のさらなる充実等を図りまして、就職促進のほうを引き続き図ってまいりたいと考えているところです。

添付資料のほうの8ページに参考といたしましてハローワークにおける外国人労働者の職業相談体制というものを添付させていただいているところです。

文部科学省

9ページを御覧いただければと思います。

この点検・評価シートに基づきましてポイントを説明させていただきます。

まず、「自殺対策」につきましての取組でございますが、こちらにございますように調査研究協力者会議を開催いたしております、自殺予防教育の在り方について、今、

議論いただいているところでございます。

昨年ですけれども、厚生労働省さんとの連名で各教育委員会に対して通知を出すとともに、8月には実際SOSの出し方に関する教育の教材例といったものを周知しております。さらに、ほかの項目でも出てきておりますけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をしているところでございます。

次に、「外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等」ということですが、1つ目のにございますように、従来、日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実というための特別な教員につきましては、予算の範囲内で措置しているという加配ということだったのですけれども、平成29年4月に施行の法律改正によりまして、基礎定数化を行っております。これによりまして安定的、計画的な採用、研修、配置、こういったことがしやすくなったということでございます。

その後でございますが、実践的な教員や日本語指導者などに対する実践的な研修を実施しているということ。

その下の2つの でございますが、いずれも地方公共団体に対する支援のための事業を実施しているところでございます。上の は校内においてさまざまなきめ細かな支援をする。次の につきましては校外です。未就学などの児童生徒などを対象とした定住外国人の子供の就学支援事業、そういったものを行っております。

参考資料は21ページにつけてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

その次の でございますが、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進ということで、特別な教育課程は、いわゆる取り出し授業という形で、ほかの子供たちが授業をやっているときに、その時間、別の部屋でやってもそれはしっかりと課程として認めるというものでございます。

その次の「性同一性障害等に対する理解促進」ということにつきましては、1つ目のにございますように学校内の教職員の協力、さらには必要に応じて関係医療機関とも連携する。そういったことで子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を依頼しているところでございまして、平成28年4月に教員職員向けの資料を公表して全国の教育委員会に周知しまして、その後も引き続き周知を図っているところでございます。

一番下の につきましては、大学等につきましても独立行政日本学生支援機構におきまして、教職員向けの理解・啓発資料を公表して全国の大学等に周知したというところでございます。

おめくりいただきまして、進捗状況、今後の方向性についてまとめて項目ごとに申し上げます。

「自殺対策」につきましては、上のところにございますようにスクールカウンセラーなどの配置、スクールソーシャルワーカーの配置につきましても順調に増加しているところでございまして、今後も引き続き学校における相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次の「外国人の子供や帰国児童生徒への教育の充実」ということにつきましても、1つ目、これは本年も研修を行ったということが書いてございます。

その次のところでございますが、先ほどの「特別の教育課程」につきましても平成28年が1万4000人だったところが平成30年に2万3000人ほどに対して児童生徒の日本語指導を行っているということがございます。

その次の にごさいますように、先ほど申し上げました基礎定数化、これは計画的に行っておりますので、これからこの計画に基づきまして着実に日本語指導者の基礎定数化を進めていきたいと考えております。

「性同一性障害等に対する理解促進」につきましては、周知を始めたところでございますので(3)のところでございますが、これは教育相談の徹底を行っていききたいと考えております。

法務省

最後の25ページを御覧いただけますでしょうか。

25ページの(1)の3行目のところで「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」という強調事項として掲げております。これは、人権擁護機関において、17の人権課題を設けておりまして、具体的に言うと「女性の人権を守ろう」から始まりまして、17個目は「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」ということで随時見直しているものでございますけれども、その中の2つの項目として強制的、重点的に啓発活動を行っているものでございます。

このYouTube法務省チャンネルにおける啓発動画の配信を始め、私どもの啓発活動としては、個別の人権課題についてのインターネット広告とか、DVDの貸し出しといったような活動を行っています。そのほか、人権教室というものがあり、学校とか企業で、いろいろな体験型とか携帯電話会社と連携したスマホ安全教室とかをやっているものですが、そういった活動の中でも、こちらの「いろいろな性について考えよう」という啓発リーフレットや冊子などを使って、多様な性について考えようということを子どもたちに教えています。

また、LGBTに特化した活動に加えて、人権全般としていろいろな活動をやっております。全ての人権問題に共通して、子どもたちには思いやりの大切さやお互いの人権を守ろうということを伝えておりまして、ほかの人権課題についての啓発活動も、ひいてはこういった問題にもつながると考えています。

(2)のところでございますけれども、自己評価ですが、このYouTubeの再生回数が118万回を超えているということで、これは我々の出している啓発動画の中でもトップクラスの再生回数でございますので、かなり関心が高く問題意識を持っていただいていると考えています。ただ、これは大人も含めての再生回数でございます。この動画は、中学校2年生の性自認をめぐる問題と、社会人の方の性的指向の話、2つの話を扱っていま

す。子供とか若者に限っての再生回数ではございませんし、2015年4月1日から配信しておりますので、これまでの累計ではございますけれども、118万回ということですからかなりの効果があるのではないかと考えております。

しかし、そうは言っても、この問題について、人権相談とか侵犯事件というような形で事件にもなっておりますので、解消されるに至っていない、引き続き啓発が必要と認識しているところでございます。

(3)の一番最後でございますけれども、今後も当然、積極的に啓発に取り組むとしておりますが、今回、関係機関との連携と子供の意見表明権への対応について、何かあればということですので、関係機関との連携について申し上げますと、先ほどの人権教室というものについて、文科省を通じまして各学校に人権教室を活用してくださいと周知をしているということでございます。当然、LGBTの問題についても、我々の方で講師を派遣できますので、そのようなことで連携をしております。

また、子供の意見表明権そのものではないのですけれども、今日、席上に配らせていただきましたが、法務省では、「全国中学生人権作文コンテスト」というものをやっております。これは、基本的には全ての中学生に書いていただくということで案内しているものでございます。

今年のコンテストの入賞作品集の22ページに「自分の種類とその性別」という、小川一花様という中学生の3年生の方の作文があります。世界人権宣言70周年記念賞という賞を受賞されたもので、LGBT等の問題として、性自認の問題について書いていただいています。これは、ほかの地方公共団体の広報紙にも広く掲載されておりますし、当然、ホームページ等などにも載せてありますし、いろいろな新聞にも載せていただいております。この中学生の人権作文コンテストのために作文を書くということが、意見表明権との関係においても非常に重要なのではないかと、例えコンテストに応募しなかったとしても、中学生の大事な時期に、人権について自分が考えたことを書くということ自体が非常に重要なのではないかと私どもとしては考えておまして、今後とも、このような取組を積極的に行ってまいりたいと考えております。

2) 意見交換

福田構成員

外国人の方に関するところなのですが、若年の方への対応、子供たちへの対応双方あったと思いますが、こういった対応をしている方はどんな方がやっておられるのかと少し教えていただきたいと思ひまして、何か募集をしているのか。一部は教員の方の研修みたいなものも出てきたのですけれども、一般に募集をかけてどこかに委託をしているのかということをお教えいただければと思ひます。

といたしますのが、何か社会全体で協力できないのか考えてみたときに、最近、グロー

バルで活動する企業は非常に増えていますので、海外勤務の経験をしている者もすごく増えているのです。なかなか現役だけでは対応難しい面もありますが、退職者の方でも結構そういう経験を持つ者が多いので、ポルトガル語とか特殊言語、スペイン語とか中国語とか、そんな言語も多いので、多分、英語以外のところで対応しようと思うと学校の中で対応するだけでは難しいのかなと思いましたので、一億総活躍というようなことも言われておりますし、企業によりましては退職者会みたいなものを持って、全国各地域にそういうような組織を持っていたりしますので、そういったところを活用しながら何か協力ができるのではと思いましたので、少しその対応する方がどういう状況かということをお話いただければと思います。

古賀座長

厚生労働省のほうから比較的就労している世代のお話。そして、あと文部科学省のほうから先ほど日本語教室のお話がありましたが、重ねてお願いいたします。

厚生労働省

ハローワークで通訳員のほうを配置しているところですが、通訳員の方につきましては、基本、地域のそういった通訳員の協会のほうから紹介をいただいて採用を行っているというような形になっているところです。

研修事業のほうは委託事業になりまして、仕様書のほうで日本語のところのコミュニケーションの能力向上のところの担当をされる方につきましては、過去のそういった授業経験だとか実績等、ある程度、条件を出させていただいて、それに見合った方を受託、事業者のほうで選んでいただいているところでございます。

文部科学省

資料の21ページのところでございます学校の中での日本語指導に関しましては、真ん中ほどにあります帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、ピンクのところの中身ですけれども、上から2番目の日本語指導補助者、母語支援員の派遣ということに関して、それを行う自治体に対しての補助というのを行っているところでございます。

恐らく元教員とかそういった方が一番活躍されているということなのですが、それと別途、文化庁のほうでも日本語の指導者の養成というようなこともやっております、日本語教師の養成カリキュラムを作って実際に養成しているといった事業も行っているところでございます。

古賀座長

ほかに何か御質問はございますか。もしなければ、意見交換も含めて進めていきたい

と思いますが、3つ、大きなテーマになっておりまして、自殺対策というのが最初にございます。それから、今、お話が出ました外国人の子供・若者、そして、性同一性障害ということになっております。

一応、最初、まず自殺対策のところからお願いできればありがたいのですけれども、いかがでしょうか。自殺対策。

谷口構成員

自殺対策、若年層に関して、待ったなしで追加の取組を進めなければいけないと思います。SNSを活用した相談活動、これも有効だと思いますし、もう一つ、先ほどの繰り返しにはなりますが、やはりアウトリーチの観点なのです。それをどこがやるのかといったときに、学校で全部やり切るとするのは難しいと思うのです。特に学校で起こったいじめであるとか対人トラブルの問題に対して当事者の中だけで解決しようとする、子どもたちが孤立してしまう可能性が出てきます。特に今、いじめ防止対策推進法の中で、重大事案に関しては第三者委員会を設けなければならない。この対策で救われる子どもは確実にいると思うが、逆に大ごとになることを嫌ったり、知らない人たちにいじめられていることをさらされたくないといって声をつぐんでしまう、心を閉ざしてしまう子ども実際に出てきてしまっている。こういった観点も踏まえ、第三者機関がしっかりとSOSを受け止めて、そこで解決をできる仕組み、家庭や学校を外から支える仕組みというものも加えて整えていく必要があると思います。

先ほどの定住外国人の問題について。実際、我々がアウトリーチを展開する中においても既に出てきている。定住外国人の子供さんが学校で不適應を起こしてしまって来られなくなっている。いざ相談を受けに行ってみると言葉もなかなか通じない。となると、カウンセリングスキルと語学力を合わせ持った専門人材を派遣しなければならない。となると地域レベルでは、現実的に人員を確保するのが難しくなってくる。そこで、カウンセリングを実施する相談支援機関に、そういった語学力を持った方を派遣する仕組みをしっかりと整えていく必要があるのだろうと思います。

あわせて、今、子ども・若者支援分野では、各施策ごとにさまざまな取組が充実をしてきている、これは間違いのないと思いますが、今、問題になっているのは人口減少に伴う担い手の不足。その一方で、問題の性質の変化に伴い、先ほどの触法少年に関しては減少してきているということになると、当該分野で従事をされていた方々が今後そういった役割や職を失う可能性も出てきていると思います。こういったことも併せて考えると、専門人材がしっかりと次のキャリアであるとか領域に移行できる仕組みというのを整えなければならぬと思っています。

というのも、せっかくその分野で何十年というキャリアを積み上げられた方でノウハウ、知識、知見を持った方々がそのまま全然違った分野に飛んでいく、全く異なる分野で飛んでしまうということになると非常にもったいない。連続性、発展性がなくなると

いうように思います。今後も問題の変遷というのは起こってくると思いますので、そういった方々が先ほどのようにいろいろな制度が新しく出てきた際に、そこにちゃんと移行できる、そういった移行を手助けする仕組みというのをも併せて考えておく今後の対策、次の大綱が実施される間の中の変化にも質高く柔軟に対応ができるようになっていくのかなと思っていますところでは。

古賀座長

社会的な孤立とマイノリティーの問題は非常に絡み合っているため、今、お話のように対象者として入り口は違うのですが、重なる問題は多いので、一応、3つありましたが、横割りのようにどうぞ御発言いただければと思います。

それから、セカンドキャリアの点について先ほど福田構成員からもお話がありましたが、大変それは実感として大学なども感じておられて、専門職員をリクルートするのが非常に難しいので、その分を考えていくとやはりリタイアされた方とか、さまざまな分野で別にお仕事されている方をというのもあるかと思っています。いかがでしょうか。

相原構成員

自殺対策と就職ではなくて定住外国人の話ですが、今のお話に関連して、統計的な数字は持っていないのですが、私が知る児童相談所に関わっている複数の人から、現在、やはり児童相談所で支援しなければいけないところに定住外国人の方とそのお子さん、日本人と結婚している方のお子さんも含めて、結構割合が増えており、対応に苦慮しているというのを聞きました。

今、おっしゃるようにカウンセリング能力及び言語、そういうものの担い手の重要性は私も全く同感でございます。そもそもの児童相談所の役割は、今、非常に注目をされておりますし、そもそもの問題としての虐待の問題が大きくクローズアップもされておりますし、対応しなければいけない問題が多いのでしょうけれども、その中でさらにハンデを持っている外国人のお子さんの問題というのが増加傾向にあるということはみんな認めなければならない。

学校でも言語の問題とか文化の問題で複数のハンデを持っているわけなので、家庭内がうまくいかないとなればそこにひずみといいますか、かなりのプレッシャーを受けるお子さんでそういう状況が出てくる。それに対する担い手として、児童相談所の担当者だけではなくて、適切な担い手がちゃんと関わるというのが必要かなと思います。

これは全く私の今の思いつきですが、現在、鑑別所等の役割、収容人数が減っているとかということもありますが、鑑別所の心理技官や心理職などで、それまで、それぞれ精神的なメンタルな問題を抱えたお子さんをずっと見ているかなり専門性の高い職員がいたりするのです。そちらは法務省だったりするのですが、特に地方では女性でそういうところでかなり働いておられる実績を持った職員の方もいたりするものですか

ら、ぜひいかしてほしいと、今、全く思いつきなのですが、そういうことを横断的に考えて対応していただきたいというように感じました。

門馬構成員

自死、自殺対策についてです。緊急対応ケースとして、まさにこの課題に直面する若者と関わっており、死にたいと思うくらい、辛いと感じている若者が現実存在するというのに、向き合わなければならないと感じています。

センターに繋がってくるケースのうち、実際に自殺企図に至ったケースも少なくありません。「どうしたらいいですか。」、「もうどうしたらいいかわからないです。」、「消えたいです。」、「死にたいです」という言葉に触れるたびに、何か出来ることはあるのかと考えさせられる毎日なのですが、なぜ彼ら・彼女らがセンターに電話をしてくるのかというと、それは専門性がある機関だからではなく、関係性のある他者であるから、言い換えれば、センターであり、スタッフであり、団体自体が居場所となっているからだと考えます。本人から深刻な訴えがあるケースは、相談支援事業とは別に運営している居場所を併用したり、過去に使用していたことが、少なくありません。一緒に絵を描いたり、一緒に遊んだり、一緒にご飯を食べたり、勉強したり、どこかに出かけたらお土産を買ってきたり、そういう積み重ねがあったからこそ最後の最後で、SOSを発信してくるのだと思います。

そう考えると、いわゆる専門対策窓口を作っていくということ自体は、果たしてそれだけで有効な施策となりうるのか。それだけではやはり難しいと思います。子供・若者の目線に立ったときに、SOSを出せる他者というのは、心の相談員やカウンセリングルームといった専門性の鎧をまとう人ではなく、この人だったら信頼できるという関係性のある人なのだと思います。

その視点でいえば、自死、自殺対策という視点の中で、子供・若者の居場所の保障や、あるいは居場所から専門的な窓口や専門機関に、支援をつないでいくプロセスをどう施策的に支援するのかという発想を持つことは重要ではないかと思いました。

古賀座長

先に人との関わりがない中で窓口を与えられても、子供・若者の場合は使えないというところがあるということによろしいですね。

門馬構成員

そうですね。現実には、相当に追い込まれている状況での相談より、さらにその手前を考える必要があるかなと思います。

藤川構成員

今のお話とも関わるのですが、自殺対策と性同一性障害等に関する理解促進に関して、特に児童生徒への啓発の部分について意見を申し上げます。

文部科学省でSOSの出し方教育であるとか性同一性障害等に対する理解促進、進めていただいているのですが、これについて評価がないのです。これはやはり評価をしていただきたいというように思います。特に昨年出された中でSOSの出し方教育については東京都教育委員会等が出した教材を例示されているのですけれども、こういった教材は相当工夫して作らないといけないはずでして、ただ、こういう教材がありますということで出されるだけでは、それでいいのかどうかという検証はできませんのでまずいいのではないかと思います。

私が見る限り、これらの教材はどういう人に相談するとどうなるのかということが全然見えないので、子供たちにとっては、「では、相談しよう」というようになりにくいのではないかなというように考えています。逆に、私どもの研究グループでは、千葉県柏市の教育委員会と共同で柏市教育委員会の全面協力で、相談をしたらこういう人がこのように対応するのだということを見せるようなSOSの出し方教育の教材であるとか、LGBTについて理解する教材を作っています。

これはきちんと柏市の中学校と授業を実施し、その成果についても子供たちのアンケートなども取り、学会でも発表するというようなことをやっています、それなりに評価をしながら進めております。こういった取組がございますので、ぜひ子供たちに実効性のある教育ができるように、しっかりと評価を進めながら通知等を出していただいて実効性のある啓発ができるようにお願いしたいと思います。

文部科学省

自殺対策について、確かに教育相談と言われるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増やしてきましたということは書かせていただきましたが、多分、御関心はSOSの出し方教育のことかなと。実は一度、自殺予防教育の実施状況に関する実態調査をやったことがあるのですが、まだ2回目の実態の把握はできておりません、経年が見られなかったということで明らかに経年変化が見られるものだけを書かせていただいたということで、これからの課題とさせていただきたいと思います。

明石構成員

2点ありまして、まず1点は今の問題、自殺対策あるいは外国人に対する理解や性同一性障害に関しても、御報告いただいている対策は現在の状況にどういうように対応していくかということが中心になっているような印象を受けます。

この資料の4ページに、今、我が国の自殺死亡率は他の先進国より高いというデータ紹介があります。これは宗教上の問題などもあると思うのですが、自殺をするということがどういうことなのかや、自殺はしてはいけないものだという教育も非常に大事だと

思うのです。

外国人に対する理解もそうですし、性同一性障害もそうで、やはり根本に「教育」というものがあってこそ、他の省庁と違う文部科学省らしさになるのではないのでしょうか。ぜひ対策の根本的な問題としてどのような教育を考えているかについても御報告をいただきたいというのが1点です。

もう1つは、先ほどのテーマに戻りますが、「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」の御報告を聞いたときに、従前の点検・評価会議の時ははかかなり「縦割りに行政」の印象を受けて、それが非常に残念だなと思った記憶があるのです。しかし、先ほどの御報告の中では「省庁が連携して」とか「民間ボランティアとの連携をして」というような言葉が出てきて、従前指摘をした点が随分改善されてきたのではないかなという印象を受けました。

そこが非常に重要であって、省庁だけでできることには限りがあり、今の時代はいろいろな層に多重的に網をかけていかないと、問題の事前対応はできないのではないかなと思います。家庭や学校、地域など、社会全体に公的な機関と、民間のボランティアなども含めたものに、積極的に省庁が連携を持つことによって、様々な課題が未然に防げるような社会が作られるのではないかなと思うのでぜひそういう点を意識した今後の取組をお願いしたいと思います。

定本構成員

自殺のことなのですけれども、日本は本当にずっと3万人以上の自殺があるということで10年余り、各省庁で自殺対策をしてきたということで減ってきたというのはすごく良いのですが、その中であって10代とか若年者の自殺が減っていないというのは非常に重要なことだと思うのです。本当にこれは受け止めなくてはいけない。

私は臨床をしていて10代とか子供たちが来ていますけれども、子供というのは本当に衝動的です。本当に自分が生きにくくてしんどくて目標が見出せなくて挫折してというときに死んではいけない、自殺はいけないことだと言っても全然説得力がないのです。だから、私は学校とかも本当はそうなら行かなくていい、学校に行くことよりもあなたがあなたでいることのほうがはるかに大切だとかいろいろなことを言いながら、とにかくこの時期、自殺してほしくない。とにかくこの時期を生き延びてくれたら何とかなるという確信を持って、とにかくしなくてははいけないという感じで日々臨床をしているのです。

そこで、やはり学校というところが本当にそもそも論になってしまっていていつも申し訳ないのですけれども、9月1日問題という夏休みが明けるときに自殺が増えるということが新聞報道されました。だから、私はたまたまそのときに夏休みが明ける前にある京都府の学校の研修でそういう新聞報道が出た直後だったので、皆さん、こういう思いを持って子供たちは2学期、学校に来るのですよと先生方に申し上げたら、先生のお一人

が、「いや、私たちもなのです。」とおっしゃったのです。私はそれを聞いて、学校は大変。学校のしんどさの深さというか、大人も子供もこんな思いをして2学期を始めているのだと、大変だと思ったのです。だから、やはり学校の居心地の悪さというか、そういうものをみんなで何とかしなくてはいけない。

そこで、一ついじめというのは本当にありまして、先ほどからSOSと言っているのですけれども、いろいろ出ているのですが、SOSは子供たち、ちょこちょこ出しているのです。出しているのを受け止めないといけない。大人に受け止める感性とか受け止めなければという必死さがないといけないのです。それが実際、いじめ、自殺になった事案というのを見ると、SOSを出していても、気が付いていても見て見ぬふりしかできないのです。それが見て見ぬふりをしないように、学校、先生が一人一人対応ではなくて学校体制を作って、1人の先生が気付いたらみんなでそれを防ぐという体制ができたのがいじめ防止対策推進法。だから、あの法律ができたのでよかったのです。学校、委員会ができたので。

だから、あれで私が学校体制、先生が一人一人孤立して対応するのではなくて、みんなでいじめがあったら早くにキャッチにしてやりましょうで良かったのですけれども、ただ、いじめ法案は本当に迷走しています。私も何例か第三者委員会をしましたけれども、自殺を悲しいことにしてしまった事例についてできた法律ですから、あれは生きている事例でやってしまうといろいろと大変なことが起こって、詳しく申しませんが、あれでかなりまた先生や第三者委員や教育委員会が疲労している結果になって、誰が幸せになっているのだという。だから、いじめ法案に関してはもう少し運用について考え直していただきたいということを一言申し上げておきます。

古賀座長

またその部分もやる時がありますから。今のお話のように連携、現実的な啓発のやり方、特にずっと出ていましたけれども、子供たちは「揺れる」わけです。この揺れる対象に対しての衝動性とかに対する対応というものもやはり随時開かれた窓口でやっていかないとだめで、これはやはり大人ではない人たちを相手にしていることの特殊性ですね。

ですから、その点を頭に置きましょうということで、一旦ここで議事の2は終了ということにさせていただきます。関係各府省につきましては、本当にヒアリング対応、ありがとうございました。

子供・若者の福祉を害する犯罪対策

上記について、大綱の記載を事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

子供・若者の福祉を害する犯罪対策（資料4）

警察庁

お手元の資料4の中に添付資料として付けさせていただいております。まず、この福祉犯というのは典型的には児童買春とか児童ポルノとか、こういった事件でございます。こういった事案を撲滅していくということで平成29年に児童の性的搾取に係る対策の基本計画、政府全体で各省で取りまとめた計画というのを作りまして、現在、各省庁がそれぞれの基本計画に基づいて関係団体の方々と協力しながらその対策を進めているという状況でございます。

中身は資料4の中の3ページ目、私ども、点検・評価シートの1枚目、後ろのところの「子供の性被害に係る対策」というように書いてポンチ絵を2つ付けていますが、中身は広報啓発から始まって、子供たちの被害に対するケア、取り締まり、網羅的に全部触れていますので福祉犯全体の対策はこれを見ていただくと一番早いのかなと。全部、一々説明すると時間がないので割愛させていただきます。

具体的には、これを作ったはいいけれども、やりっ放しというのはまずいので、年度単位で各省庁がやっていることについて結果を取りまとめて公表という形をさせていただいておりますのが、お手元に参考資料でお配りさせていただいている冊子が各省庁全部のものを取りまとめたものとなっております。また御質問等あればこの中から御説明をさせていただこうと思っております。

それと併せて被害の状況について私のほうから御説明したほうがいいのかと思ひまして、資料4の先ほどの概要のものを1枚めくっていただいてグラフを見ながら、1つずつ説明すると非常に長くなりますので、ポイントだけ押さえて説明させていただきます。

児童の買春等というのは、簡単に言うと対価を伴って性交があると買春になります。対価がなくて行為だけの場合は条例違反という青少年健全育成条例違反というのを適用します。そして、あとは身分、例えば先生という地位とか親という立場を利用して性交を迫るような場合は児童福祉法の淫行させる行為というのを適用していますので、大体いずれも性交もしくは性交類似を伴う場合をこういった罪名でやっているのを大きく買春等というようにくくらせていただいております。

こういったものにつきましては、被害児童数ベースで言うと若干減少していますが、まだまだ厳しい状況にあるという状況です。ただ、資料では書いていませんが、特徴として傾向としては、昔は問題行動をやる子が頻りに何度も何度もお客さんをとるという子が多かったようですが、最近はどちらかというと外見上、普通の子が単発でやるような形というのが非常に多くなっているというのが昔と今で違ってきているという状況がございます。

ポルノに関しましては、ポルノの被害というのは、ポルノを撮られるというように捉えてもらったほうがいい。被写体になることについて考えていただければいいと思います。そのポルノはどのような経緯でできたかということを見ると、被写体になっているのはどういうことかということ、その中で一番被害の手口が最近増えているのは自画撮りといひまして、ネット上で知り合って信頼関係とか交友関係ができて、その信頼関係につけ込んで、ある場合は脅したり、場合によっては唆したりして子供たちにスマホで自分の裸を撮らせて、それを入手するという形の製造罪の間接正犯というか撮らせるという形で製造罪を適用するのですが、この形態が非常に最近増えている傾向にあります。

もう一つ言えるのは、ネットで確かに被害が圧倒的に多いのですが、援助交際みたいな場合は子供たち、自ら問題のある書き込みをしてしまって、そこから被害に遭っているパターンが一つの類型。自画撮りなどの場合は何の問題もなく自分の普通の書き込みをして、そこが知り合うきっかけになってしまって、そこからやりとりの中で発展して被害に遭うという傾向の2通りに大きく分かれています。だから、先生方でも話がありました原因のところということであると対策の仕方が変わってくるのかなという問題が出てきています。そこが特徴として言えるところではないかと思います。

こうした状況に対しまして警察としてはどういうことをしているのかということ、まず私どもはやはり手口が一番リアルタイムで入ってきますので、今、言ったような手口の状態、手口の情報に基づいた再現ビデオとかを作りまして、各県警に配付もしくはホームページ上で公表しまして、それを活用して広報啓発に使ってもらおうということを一つ一番大きな活動としてさせていただいております。

それと、やはりフィルタリングの話もあると思うのですが、ここについても被害に遭った人間ですので、当然、付けていないから被害に遭うという問題もあるので割合はほかよりも実施率が低いのかもかもしれませんが、そういった被害の状況というのも出させていただいています。やはり被害に遭っている子は大半が付けていないというのが実態として出てきています。

また、さらにサイバー補導のことが大綱には書いてあるのですが、サイバー補導をずっとやってきたのですが、どうしても昔は簡単に出てきてくれたので待ち合わせをしてすぐに確保して保護しやすかったのですが、最近、子供たちもやっているとはばれていまずので、転々と場所を変えたりするのでなかなか手間暇がかかるというか体制が大変だと。

そうすると、1つだけを対処しているともっと書き込みはたくさんあるので、より広く対策ができないという課題がありますので、今、実験的にやり始めて広がっていますが、むしろもう援交のような書き込みを見つけたら、どんどんそこにやると危ないですよという警告ではないけれども、注意喚起をする張りつけをしまして、それをすると買おうとしている大人もこれは警察に見つかるやばいなと思って買わなくするという

抑止力もありますし、子供たちもやばいなと思って手を引く傾向がありますので、それだと手間をかけずに数をこなせますので、そちらのほうが実際の被害に遭うよりも早く対処できるというので、そういう取組に少しずつ切り替えて効率的な運用をするようにさせていただいています。この活動は場合によっては民間のボランティアなどとも協力してもらいながらやることも考えたりして今、進めているところでございます。

JKビジネスにつきましては、一時盛り上がって被害がたくさん起こっていたのですが、東京都とか大阪府とかが大体全体の7割を占めますので、各県で条例を今、作っていただいている県がたくさんありまして、特に東京などは子供であることを売りにした広告とかを禁止したりとか看板に出してはだめということになってきていますので、大分下火にはなっています。

ただ、正直なところ、昔はどこどこ高校の制服というのが明らかに分かるような制服を着ていたのが、紺色のスカートに白のワイシャツ。これは普通のワイシャツですと言いつつ利くような格好でやっていたりしていますし、ただ、配っている子たちは高校生かという、確かに高校生もいるのですが、声をかけると18歳の高3。条例は18歳未満という整理をしています。あとは実は18歳以上が、コスプレではないですけども、18歳未満のふりをしているというのが街角に残っていますが、実態としては、もう子供自体が働いているという実態は大分減ってきているのが実情です。お店側も万が一ばれた場合、捕まるので無理をしない。要するにリピーターがいないことには商売になりませんので、大分下火になっているというのが実態になってきているかと思えます。

ただ、それでもそういった店があるかどうかという実態調査などは毎年させていただいて、そこに対しては定期的に立ち入りとか行政指導とかをして実態把握に努めさせていただいているところでございます。

内閣府青少年環境整備

15ページをお開きください。まず1番目の現在の主な取組でございます。

1番目の で青少年インターネット環境整備法という法律がございまして、この法律の中身というのは、簡単に言いますとフィルタリングによりまして、健全育成の観点で有害情報を子供に見せないというのが一つの柱で、もう一方で、当然ですけども、今後の子供たちにインターネットの利活用のリテラシー教育というのをやっていかなければいけないということで、相反する目的であります。その両立を図るという簡単に言ってそういう法律でございます。

この第4次の基本計画につきましては、見づらいのですが資料の18ページという横長のものがございまして、一つはやはりフィルタリングの利用促進ということで啓発をやっていこうという話と、 で書いておりますように最近では先ほど来、委員から御指摘もいただいているのですけれども、子供がもう低年齢の段階でインターネットをどんどん使っているということもあって、そこが今まで視野として抜けていたので、第3次まで

なかったのですが、第4次の基本計画から子供が比較的早期、4歳ぐらいまでで50%ぐらい、インターネットを見ているというのです。ですから、そういうものを踏まえて社会的に監護とか見守りというのをやっていかないと、ということで、そこに重点を置いてやっていこうということになっております。

元に戻りまして15ページですが、基本的に内閣府でございますので広報啓発が基本的な業務でございますので、2番目ののところでございますが、国のほうで、都内でやりますシンポジウムというのを開催しているというのと、あとは地方でも、これも委員から本日、御指摘いただいておりますけれども、機関間連携が重要であるということで、その体制づくりに関して国がサポートしようということでフォーラムというのをやっております。

(2)の自己評価のほうでございますけれども、これは環境整備法の施行事務というのは内閣府のほうで調整機関になっておりますので、そこで元に戻っていただいても恐縮なのですが、19ページに環境整備基本計画の関連予算ということで実際のところ、法律上、そういった権限はないのですが、今日の午後、有識者会議をちょうどやることになっておりまして、藤川座長代理にはダブルヘッダーで大変恐縮なのですが、出ていただくということになっております。この有識者会議に関係省庁のほうから御報告いただいて、こういった予算費目で施策を取り組んでいくのかというフォローアップを事実上やっております、事実上の調整機関として内閣府がその取りまとめをやっているという格好になっているということでございます。

また元に戻っていただきまして、15ページのフィルタリングについてはどうなのかということになるわけでございますが、フィルタリングの利用率は非常に残念なことなのですが、低下の一途をたどっておりまして、28年度が44.6%、29年度は44%、30年度はついに40%を切って36.8%ということで低下を続けているということがあって、これはもう法律自体の浮沈というか根幹に関わることでございますので、現在、取組の強化ということで官民挙げて議論もして、午後の会議につきまして、そこで気合いを入れるというわけではありませんが、再度、積み増しをやっていかなければいけないということになっております。

2番目のですけれども、このシンポジウムというのは、元来はもともと警察庁少年課のほうで主催されていた全国大会というのがあって、少年非行のための大会だったのですが、これが内閣府に3年ほど前に移管をされまして、それで3年間何をやっていたのかといいますと、実は少年非行の問題というのは先ほども御説明がございましたが、かなり質的な問題は残っているのですが、量的にはかなり改善してきているということもあって、目下の主眼としては児童の性被害の防止にかじを切っておりまして、3年続きでずっと性被害の問題でシンポジウムを開催しているということでございます。

3番目のでございますが、地方の連携事業なのですけれども、これも平成25年からこの事業をやり始めていたのですが、10県ぐらい、多いときは8県ぐらいで開催して、

どちらかというイベント的な色彩が非常に強かったというようなこともあって、実際には何のためにやっているのかと申しますと、やはり地方で性被害の防止とか子供のいろいろな問題に対処していくためには、もう一つの機関では対応できないというのが現実でございますので、機関間連携が必要だということを言われて久しいのですが、ただ、現実には組織の壁というのはなかなか非常に高い壁があって連携が進まないということがあって、そこはやはり内閣府のほうで直接出張って行って、会議の企画とか開催とかの要領とか、そういうものもアドバイスをして、警察もできるだけ入れて意味のある連携ということで、人数集めよりも機関の結びつきを強くするところに力点を置いて、さらに開催した後はその後のフォローアップもやって、どの程度、その効果が続いているのかということも確認しながら作業をしているということでございます。

(3)の課題と今後の方向性でございますけれども、これは先ほど警察庁のほうからも説明がありましたが、性被害の問題について被害児童数が高止まり傾向ということがあって、やはりフィルタリングモリテラシー教育も同様なのですけれども、最終的にはこうした現象面で被害が減っていきませんか、手段と目的の関係になりますとフィルタリングの普及そのものが実のところは目的ではありませんので、やはりこうした被害数の削減につながるような施策について、今後、重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

内閣府男女共同参画局

同じく内閣府の男女共同参画局から御説明を差し上げたいと思います。

お手元の資料ですと25ページ以降になりますのでお開きいただければと思います。

弊局では男女共同参画社会の実現に向けて、その障害となるような女性に対するあらゆる暴力の根絶というテーマの中で、そのうちの一つのメニューとして若年層に対する性暴力あるいは今回議題として取り上げていただいておりますJKビジネス問題等の対応を行っているところでございます。

内閣府単体としての取組というものは余りないものですから、国としてこのような体制で取り組んでいますよというような概況的なことの御説明になろうかと思っておりますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

取り上げていただいているJKビジネスという問題につきましては、それ以前にも関係する省庁は独自に個別には対応されていたかとは思いますが、国として公に取組を始めたのは、男女共同参画会議の下にあります女性に対する暴力に関する専門調査会、有識者や支援者の方々の会合なのですが、そこにおいて1年間のヒアリング等を行って平成29年3月に報告書を取りまとめたということが最初でございます。

この報告書の中では、いわゆるJKビジネスという問題は平成23年ごろから特に目立つようになってきたとか、あるいは当時は児童の性を売り物にするような営業ではなく、いわゆる法の抜け道のようなところで、たとえば一緒に添い寝をするですとか、一緒に

お散歩をするだけですか、リフレとかお散歩とかいろいろ言い方はあるのですが、そのような営業を装いながら、実際問題としては、裏オプションなどと称して性的なサービスをお客さんに提供している。そういったものが大都市を中心として広がっているというような問題提起がなされたところです。

こうした問題と並びまして、同じ時期に若年層を被害者とする、いわゆるアダルトビデオの出演強要問題というものがNGO等により問題提起がなされ、国会等でも取り上げられたことがございまして、共通項の多いこの2つの問題をパッケージにするような形で、平成29年に、いわゆるアダルトビデオの出演強要問題あるいはJKビジネス問題の関係府省対策会議というのが設置されたというところでございます。

25ページ目はその概要でございまして、議長は内閣府の特命担当大臣でございまして、各省の局長級に構成員になっていただいているのですが、これまで開いた会合では全て官房長官に御出席いただき取組を後押ししていただきました。実際、DVの被害者団体ですとか性犯罪の被害者団体の方々から、なぜこのAV、JK問題だけ国としての対応が早いのか、とご意見をいただくぐらい関係省庁と連携しながら、様々な施策を進めているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、この関係府省対策会議では今後どのような方針で進めていくかという「今後の対策」というものと、あと毎年4月をこの取組のための被害防止の月間にしましょうということを決めてございまして、そのフォローアップ等を内閣府の男女共同参画局においてさせていただいております。

お示ししているペーパーが今年の6月に行いました平成30年度における関係府省の取組状況のフォローアップ実施結果でございまして、1～5まで、さらなる実態把握ですとか取り締まり等の強化という項目などがございまして、これが「今後の対策」としての方向性として示されている軸のようなところでございまして、これに基づき関係省庁が各省の取組をしていただいている中で、主に目立ったものですとか成果が挙げたものについてここに示しているという形でございまして。

総括といたしましては資料の上段にございまして、アダルトビデオ出演強要問題も併せての評価にはなってしまうのですけれども、例えばJKビジネスの規制条例の対象地域の拡大により、もともと法の抜け穴だったところをしっかりと射程として捉えてくださるようになりました。それ以外にも、警察庁の取組でありますとか、相談機関の整備、あるいは民間団体に聞いても同じ答えをいただきましたが、この問題については非常に認知度が上がってきており、相談しやすくなっている状況はありますが、実際問題として相談件数が減っているということで、認知度が上がりながら相談件数の減少などにより一定の成果があるのだろうというように評価をしているところでございます。しかしながら、現在でも新しい被害者はおりますので、しっかり対応していく必要があります。今後もこの会議体を活用しつつ、継続的に取組を進めていくということでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、内閣府単体で行っております4月の被害防止月

間中における主な取組として、広報啓発の主な内容を1枚にまとめてございます。詳細の説明は省略いたしますが、今年で言うと政府広報室にも入っていただきまして、タレントの指原莉乃さん、若い女性の姉貴分的な存在ということでございまして、この方を起用させていただきまして、若者に訴求力のあるようなウェブの動画広告ですとか、SNS等を活用して注意喚起を行ったということでございます。

1枚おめくりいただきまして、指原莉乃さんを使っているポスターでございます。これは今年のものでございまして、実際、被害の対象となりやすい年代に対して手口をお知らせすることで被害防止を図ろうという趣旨で作っているものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、これは、去年のポスターですが、JKビジネスの被害防止をテーマとして作りまして、モデルでタレントのみちょぱさんという若者のカリスマ的人気を誇る方を起用いただきまして、こちらの場合は被害対象者というよりは、世間一般に対してこういうものは若年女性の性は売り物ではないということを示して注意喚起を促したというものでございます。

取組としては以上なのですが、若干最後、余談でございますけれども、アメリカの国務省が毎年、人身取引報告書を取りまとめて公表しているのですが、去年の6月に出したものにおいて、日本はこの人身取引の中では、一番最高の格付のTier 1 というのに挙げていただきました。

その大きな要因として、国を挙げたこのJKビジネス問題に対する取組が評価されておりまして、去年の11月にアメリカの方が来日されて意見交換があったのですが、その場において、国内におけるこの取組を私のほうから説明させていただいたこともございました。男女共同参画局といたしましても、皆様方ですとか関係省庁と連携をいたしながら、この問題の絶滅に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思います。

2) 意見交換

古賀座長

ほかにも御発表はないですけれども、法務省、文科省のほうからも資料をいただいて、スクールガード等のお話も書いてございますので、それも含めてこれからまず質問部分から確認してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。ここを確認しておきたいところ、ぜひいただければと思います。大丈夫でしょうか。もし、いいようでありましたら、御意見も含めてどうぞ。

藤川構成員

インターネットに関わる場所が多くて、先ほど内閣府の御説明にもありましたように今日の午後、また会議がございまして。ただ、率直に言って、今の御説明にもあったようにフィルタリングは普及率が下がっており、有効な対策が取れていないというのが現

状ですので、ぜひ構成員の皆さんに御示唆をいただけたら、早速、今日にも反映するようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

問題は何かと申しますと、まずスマートフォンが普及してさまざまなサービスが使えるようになったということがあり、その中で、今、半分ぐらいの被害者はツイッターによる被害者なのです。ところが、ツイッターはなかなか犯罪対策に有効な手を打たないということがあり、これは経済産業省からも指導をいただいているところですが、今のところ、まだうまくツイッターを介した被害を止められていない。先ほどのサイバーパトロール的な取組が功を奏すればいいのですけれども、それをやっても余り目に見えて被害は減っていないということがございます。

また、もう警察庁が分かりやすく御説明いただいたのですけれども、フィルタリングとは別に個別のやりとりをしている中で、だまされてしまうということがあります。これについては、恐らく啓発というカリテラシー教育が追いついていないところがあって、まず児童ポルノ撮影というか製造が違法だという認識が恐らく多くの中高生にないのです。そういった教育すら全然できていないということがございます。

その上で、どんな犯罪が最近起きているのかについて、きちんと指導するという意味での情報モラル教育ができているかということが恐らくできていなくて、そのことについてインターネットの検討会では議論しているのですが、文部科学省では今日の資料を見ても、そもそも啓発教育が項目にすら入っていませんね。当然ながら、どんな教育が行われているかの検証もなされていない。もちろん評価もなされていないということがございまして、フィルタリングの推進ばかりずっと言ってきて、リテラシー教育をしっかりやるということがおろそかになっているということが私は大きいというように思っているのですが、なかなかネット関係の会議で議論しますと、もう少し頑張ってフィルタリングを普及しようよという話にしかならず、ここに非常に大きな壁を感じております。ぜひそういったことも御理解いただいた上で御示唆をいただけたら幸いです。よろしく願いします。

古賀座長

電気通信関係の会社のほうはフィルタリングの促進をやっているのですけれどもね。保護者が同意して積極的になるということが要求されていて、これはなかなか難しいところがありますね。

青少年問題協議会、東京都でやったとき、私、実は自画撮りを条例の中に位置づける作業に関わったのですけれども、難しいのです。やはり自発的に自ら提供する情報を犯罪化するという事は容易ではなくて、ですから、ネットの利用ということだけではなく、法の問題が背中にあるということは意識していただけるとありがたいなということです。

清永構成員

私は東京都のJKビジネスの条例作りのときに関わらせていただいたのですが、そのときに高校生と中学生に調査をいたしました。周囲にJKビジネスをしている友達がいるかというところを聞いたときに、かなり「いる」という者がいたのですが、その子たちにどういう理由で就業しているのかと聞いたときに、友達が働いていたからが33%、そして、友達に誘われたというものも20%、スカウトされたみたいなものも22%など、あと興味があった、何となくというのも31%、インターネットも31%というような感じだったのです。

その理由としては生活のためが20%で、しかし、お化粧品などを購入するというのも37%ありました。このままやり続けていくとどうなると思いますかというように聞いたときに、風俗につながるのではないかというものが50%。これは多いと言っていいのか。しかし、半分はそう思っていないと言ってもいいのではないか。それから、ドラッグにつながると感じている者も48%。でも、半分はそう感じていない。してはいけないことだと思うのは59%でした。でも、4割がドラッグにつながると思っていないというのもあって、非常に面白い傾向があるということが分かった。

中学生にも同じように聞いたときに、JKビジネスはしてはいけないとはっきり73%が答えているのですが、高校になった途端にそれがぐっと20%減るというようなことがございました。つまり、早い段階で教育をきちんとしていけば、していかないと中学から高校に上がる段階で意識ががらっと変わるというようなことも分かりました。

中学生、高校生それぞれに、JKビジネスをしている、という人に対してどう思うかということを知ると、お金に困ってのことだからしょうがないが23%で、中学生男子は20%がそう答えているというようなことも分かりました。働いている子も客もウィン・ウィンだからいいのではないかというものも11%いるというようなことで、やはりこの条例作りのときに何を2つ大きく挙げたかということ、このJKビジネスを今、条例で押さえることはできるだろう。しかし、別の手口になって移り変わって出てくるのではないかと、そこを見越していかなければいけないということと、やはり早期の教育、性教育も含めた教育をしていかなければいけない。それは小学校段階からやらなければいけないと当時はお話になりました。

体系的な早期からの安全教育、それが実際になされているかということですが、藤川構成員もおっしゃったようにSNSも含めて、この問題はSNSがかなり絡んでいますから、されていないというのが実態としてあります。では、そもそもどういう力を子供たちにつければいいのかというところで、やはり今、自殺もそうですし、SNSも性被害もそうなのですが、危機を逃れる力というのが子供たちにしっかりついていないということがあると思います。その力というのは、私が思うに4つ力があって、安全基礎能力と呼んでいるのですけれども、体力と危機に対する知恵、知識、コミュニケーション能力、そして、最後、自分で決めてやり遂げる大人力、この4つの力をいかにして発達段階に沿っ

て体験的にしていくかということが必要だと思います。

では、誰が責任を持って教えていくのか、どう実現するのかということなのですが、やはり教員に今、かなり負担がかかっているということで、前の回にも申し上げましたが、なかなか実現が難しい。しかし、最初の兆し、つまりこの子は大丈夫かな、この子に対しての受容のケアが必要なのではないかと感じ発見するのは、一番子供が身近にいる家庭か、もしくは学校の先生になってしまう。そういった方にどうそういう兆しを見つける教育、力をつけるのかというようなところで、やはり今の教員への研修ですとか家庭へのアプローチの仕方というのは足りないのではないかと考えています。

なので、例えばそういう自殺にしてもSNSにしても前兆があるのだというようなことですとか、あとは軽重大したことがないと判断する事案でも、やはりおろそかに扱わないといったことは最低限、どの家庭でも、どの学校の先生でも知っていてケアが実現できるような仕組みを作らなければいけない。そのために、「では、どうしたらいいですか」というように先生たちに私どもは、アンケートをとっているのですが、やはり専門的な知識を得る場がない。専門的な職員もいない。教材が不足しているということを言っています。たくさん教材を作られています、効果検証した上で実現可能なそういったものを作っていくないと、なかなかこれは進んでいかないというような危惧を感じています。

谷口構成員

今、おっしゃった意見に賛同させていただきたいと思うのですが、もう一つ、教育や啓発を徹底する中でいつも課題になるのは、これを全く受けようとしめない層がいるということなのです。そういう意味でいくと、強いて踏み込んだ対策を考えるとすれば、一つは問題が発覚した時点で、保護者にもそういった教育や啓発を受けることを義務化する方法もあると思います。そこまで踏み込まない限り、家庭の力が発揮できない場合もあるのではないかと思います。できれば、無理やりではなく、心を閉ざしている人たちにもちゃんと開いてもらった上で自発的に受けもらう、これが理想なのですが、虐待ケースを考えれば、踏み込んだ対策が必要になることもあるのではないかと思います。

もう一つ、フィルタリングに関して言うと、大人側に責任を負わせるということだと思うのです。今、特別なソフトを使わない限り、IPアドレスとかで誰が利用者か、ということまでは特定はできるわけです。であれば、ツイッターがもし協力できないということであれば、例えば未成年のIPアドレスと何かしらのやりとりが頻繁に行われる、その時点で大人側に警告のメッセージを発する、そういったことは恐らく技術的に可能なのだと思うのです。やはり大人側が誘っているわけですから、大人側のほうにいわゆるフィルターをかけて、画面上で未成年とのやりとりはだめですよという警告を行うといったところまで踏み込んで対策をとらないと恐らく被害がなくなるのだろうと思

います。

また、実際、被害に合った当事者の支援となると、まさに24時間対応になってしまうのです。被害によって生じたトラウマ、心の傷、夜になり孤独で不安になった際にフラッシュバックして、こういう状態が続くわけですから、自傷行為を伴うような深刻なケースでは、24時間、関わらなければいけないというケースが実際に出てくるのです。さらに、そのトラウマのケアから回復して社会生活を円滑に営むことができるというところで行くと、複数年関わる必要性がある事案もあるわけです。そういう意味で行くと、やはり対策は複数年当事者に伴走できるような踏み込んだ施策を打っていく必要があるのだらうと思いますが、残念ながら、この分野は単年度主義でありますので委託契約も単年度、嘱託職員ならまだ良いほうですが、相談支援の最前線の多くの人たちが単年の不安定な雇用契約で賄われているということでもありますから、そういった点は見直していく必要があるだらうということでもあります。

また、我々の法人では、受託事業を含めて年間6万2000件、相談を受けており、1番相談件数が多い佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける2,398名の実態調査全体で行くと、子ども・若者が抱える問題に合わせて、生育環境であるとか複合的に問題を抱えているケースが84.7%なのです。先程の連携というところで行くと、そこをしっかりと担保する必要があります。

これまでは課題毎に施策が打たれ、課題が重複している場合は、施策的に排除しようというような力が強かったわけですが、むしろ、そういった複合的な問題を抱えている当事者のために連携領域をいかに強化していくのが重要になってきます。こういった点で行くと、やはりまず負担に着目しなければいけないと思うのです。なぜに縦割りが続き、連携がうまく行かないのか。誰もが理想的には連携しなければいけないと思っているけれども、できない理由は負担感なのです。

行革の流れの中で現場は人員も予算も限られている、その中で、自分たちが与えられた仕事をやるだけで手一杯、いっぱいいっぱいになっているわけです。現実的に連携は負担を伴いますから、その負担を軽減する対策が必要となります。事務的なものの軽減でも結構ですし、あるいは軽減が難しければ、連携に伴い負担が増えた部分に対しては、一定程度、プラスアルファの予算を積み増ししていくようなインセンティブメカニズムというのを整える。あるいは関係府省とか施策同士で共有できる人材。要は連携のための人材を配置していくとか、スクールソーシャルワーカーとかもそれに当たるとは思います。そういった領域を充実させていくことの検討も必要だと思います。

最後に情報提供ですが、先ほどの議題1にも関わりますが、佐賀県警の少年サポートセンターは全国的にもモデル的取組を展開されています。非行少年の支援のみならずいじめ被害や犯罪被害者の支援、加害者の更生だけではなくて被害者支援にも携わっておられます。居場所づくりでは、「わだち」という宿泊できるような体験活動も提供され、相当の成果を上げられています。

実は、そういった少年・非行の分野のノウハウを持った少年サポートセンターと子ども・若者総合相談センターを受託する、アウトリーチ、ひきこもり対応できるNPOが、佐賀市のコーディネートの下、同居した施設ができたのです。佐賀市青少年センターの移設に伴って、両者が隣り合わせで相談支援活動が展開できる。これまで以上に連携が活発になってきている。自治体レベルでできる工夫も重ねつつ、制度的にそれを応援する、子ども・若者育成支援推進法に係る施策があることによって、理想論で終わらない連携が各地で発展していくのではないかと思います。

古賀座長

ということで、連携の架け橋人材、なかなか口で言うのは簡単ですけども、それを要求されている時代だということは間違いないですし、ずっとお聞きしていて思いましたが、JKビジネスに代表されるように孤立、マイノリティーと今、来ましたが、「漂流」という問題もあります。どこかに張りついて何かを支えて生きていこうとするから、その人も変わっていきますね。ある時間のフェーズの中で、同じ人であっても課題を変えていく。

だから、JKビジネスのときに本が出て読ませていただいて思ったのは、居場所としてああいうものを使ってしまう。マイナスに思っているわけではないですね。今のビジネスの部分もあるのだけれども、そう思っていない。だから、こういう張りつき方、くっつき方でもって何かを探して依存していくわけですね。ここのメカニズムは、やはり連携するときに頭に置かないといけないところかなというようにお聞きして思いました。

明石構成員

今、やはり一億総スマホ時代になっていると思うのです。犯罪の温床にもなるし、大変便利で使いやすくなって、恩恵もあるけれども、ある意味ではリスクもあって、それを通して犯罪に巻き込まれることもあるし、あるいは詐欺被害に遭ったりすることもあると思うのです。

どうしても対策は後手後手に回りやすいと思うのですけれども、やはりSNSの契約をする、あるいは利用する前に啓もう教育、こういう可能性もあるというようなことを民間企業の協力を得て徹底していくことによって、例えば子供にスマホを持たせるときは必ず保護者の了解が必要なわけですね。そういうところで少し網をかけていくというか、セーブをしていくような前倒しの対策というか、より積極的な対策をとっていかないと、スマホを通した犯罪というのはこれからもっともっと多くなっていく可能性があると思うのです。ですから、民間企業に余り遠慮せずに、ぜひそういうところに手を入れてスマホを通して犯罪の撲滅というところに力を入れていただけないかなという気がいたします。

清永構成員

それに関しては保護者自身も何が問題かということが分からず渡している部分も多いので、私ども、今やろうと思っているのは、乳幼児を持つ保護者向けの教育が何かできないかということ。そもそも保護者自身が例えばフェイスブックなどに子供の写真を載せるとか、それが鍵アカであろうと何だろうと簡単に転用されて加工されて転写されてしまうというようなことが、いかにその子の生涯にとって影響があるかというようなことを知らないというような方も多いのではないかとということで、そういうものを例えば1歳児健診ですとか、もっと小さいときの健診のときなどに必ず学ぶ場を作る。それはおのずと子供たちにスマホを持たせるときの知識としていかしていける。そういう早期の教育というのがやはり組織的になされないと、業者任せなどのフィルタリングをかけましようでは、もう限界が来ているというように思います。

門馬構成員

対応しているケースの中で感じるのは、孤独、孤立、自分自身を無条件に認めて、受容してくれる居場所を求める子供や若者の切実さです。先ほどの古賀座長のほうからあった漂流の話はまさにというところで、切実さの中で、居場所や依存できる相手を求めてさまよい、それが昨今ではオンライン上でのさまよいとなり、そしてケースによっては性的な関係も絡むものとなることがあります。そして、そのさまよう子供や若者同士が出会い、相互に依存を強めることによって、お互いに傷つく結果となっている場合も、少なくないように感じています。根本にある彼ら、彼女らの切実さ、それが生み出される根源を社会全体でどう埋めていくのかということを考えていかないと、これは繰り返されていく対処療法的なことになっていくのだろうと思っています。

先ほどの居場所の議論もそうですが、やはり社会全体にどうやって余白を作っていくのかということだと思います。

あと、もう1点が、JKビジネスの話もそうなのですが、先ほど東京、大阪という話があったのですが、被害に遭っている子供たちは広域化をしていると思っています。要は宮城県にいる女の子が東京で被害に遭うとか、そういったことが現に起きてきていて、広域対応をどうやってしていくのかということは費用も含めてですが考えていかないとと思います。どうしても都道府県や、市町村単位の相談支援対応になってくるとその突破は中々難しく、国の施策レベルで考えないと苦しいところかなと思います。

古賀座長

今の最後のところは大変大事な問題でして、ネット社会は世界中、どこでもできてしまうことだったりするわけですから、どういう広域性を担保しようとするのか。ちなみに、各自治体で青少年の健全育成条例を作ると、そこの中の住民だけを網かけするケー

すが結構多かったわけですが、これは捕まえられなくなってしまいますね。ですから、本当は捕まりますよということを抑止力として担保させたいのに、それになかなかならなかったということがあります。ですから、ネットの場合は、その問題は非常に大きいので、ぜひこの後も検討していただきたいところかと思えます。

土肥構成員

ふだん関わっている事例とは余り自分の想像がなかなかつかないところも多くて、いろいろ思うところもあったのですけれども、発言をしないほうがいいかなと思いながら、最後に思ったことなのですが、ふだん、うちのNPOでも中高生の居場所施設を運営してまして、その中でもお酒だったりだとかたばこだったりとか、最近は薬の問題も少し出てきたりして、非常に問題が多様化しているなというような印象を受けているのですが、これは今日、全体の意見とかいろいろな話を受ける中で、子供・若者を取り巻く環境が複雑かつ本当にいろいろな問題が子供たちの周りにあるというときに、これを大綱としては、全体としてどういうように支援をしていくか、どういう体制を作っていくかということが大切になっていくのだろうなということを考えていました。

ふだん、私に関わっている子供・若者の社会参加とか地域参加という文脈からお話ししますと、途中で子供の意見表明のお話がありましたけれども、ちょうど3～4年前にスウェーデンに行ったときに、向こうのFriends Programといういじめ対策、いじめを受けた子供たちの意見表明であったりだとか、それをどう立ち直らせていくかというようなプログラムがありまして、その中で子供・若者たちが実際にそこから克服とか立ち直った段階でなのですが、その経験を自分たちの表現したい形で社会に対して表現をしていくという方法で、それでこういう問題とか、こういう境遇があるということを知らせていくということに取り組んでいました。

いろいろな問題がある中で、一番これで今、課題になっているのは、大抵の人はこのことを知らないということなのかなというように思っていて、それについてこういう会議とかで出てくると、そういうケース、あるよねみたいなのは共有できたりするのですけれども、例えばふだん、私が地元の行政関係者で青少年担当の方とかでお話をしても、貧困問題でさえ、そんな子供がいるのですかみたいな反応をされたりだとかする部分があって、まず知らせていくとか知るといふ。

それも当事者の声というのがもちろん当事者性が高過ぎるがゆえにどういうように取り扱うのかという問題はありますし、そこをどう社会に伝えていくかという方法は個人情報のこととも考えていろいろなやり方があるのだろうなと思うのですけれども、それは少なくとも作文コンテストだけではなくて、いろいろな形での意見の表明。それがただ認知されるだけではなくて、きちんと制度に落とされていくということが必要なのだろうなということのを伺いながら思っていましたし、どうしても子供・若者のいろいろな意見表明の場というときらきらした中高生とか、いわゆる意識高い系とか、そうい

う問題に関心がある子たちで、でも、いろいろな境遇の若者たちの声が、支援していくというだけではなくて、その子たちの声をどういうように社会に伝えていくかという視点も持っていく必要があるのではないかなということ最後に思ってお伝えさせていただきました。

古賀座長

本当にそうですね。実は我々はよく分からずに議論していることのほうが多いのです。だから、まず事実認識をきちっとして、その上で検討していく。特にネット社会については申し訳ないですけども、土肥構成員たちの世代のほうがよく分かる。ここにいる人たちは申し訳ないですけども、そういうものからはちょっと遅れています。ですから、ちゃんと聞いて分かっていく。

ちなみに私は思うのですけれども、世界中、どこへ行ってもスマホで子守りをさせないという問題はもう共有されてしまっています。アジアのどこの国を歩いても、もうみんなそうなってしまう。だから、これからの時代、もしかしたら、そういう意味では国籍を超えてこの問題に出会う子供たち、若者がすごくたくさん出てくる時代になるかもしれません。だから、ここで議論していることは世界の先端だと思って、さらに頑張っ議論していきましょう。ということで、長時間、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項があります。

谷口調査官

次回の会合でございますが、現在、日程調整をさせていただいているところでございますので、これにつきましては決まり次第、事務局より連絡をさせていただきます。

本日の議事要旨につきましては、案が作成でき次第、皆様に送付させていただきますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

古賀座長

どうも長時間ありがとうございました。

これで5回目の会議を終了させていただきます。今後もよろしくお願いいたします。いろいろな御意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。